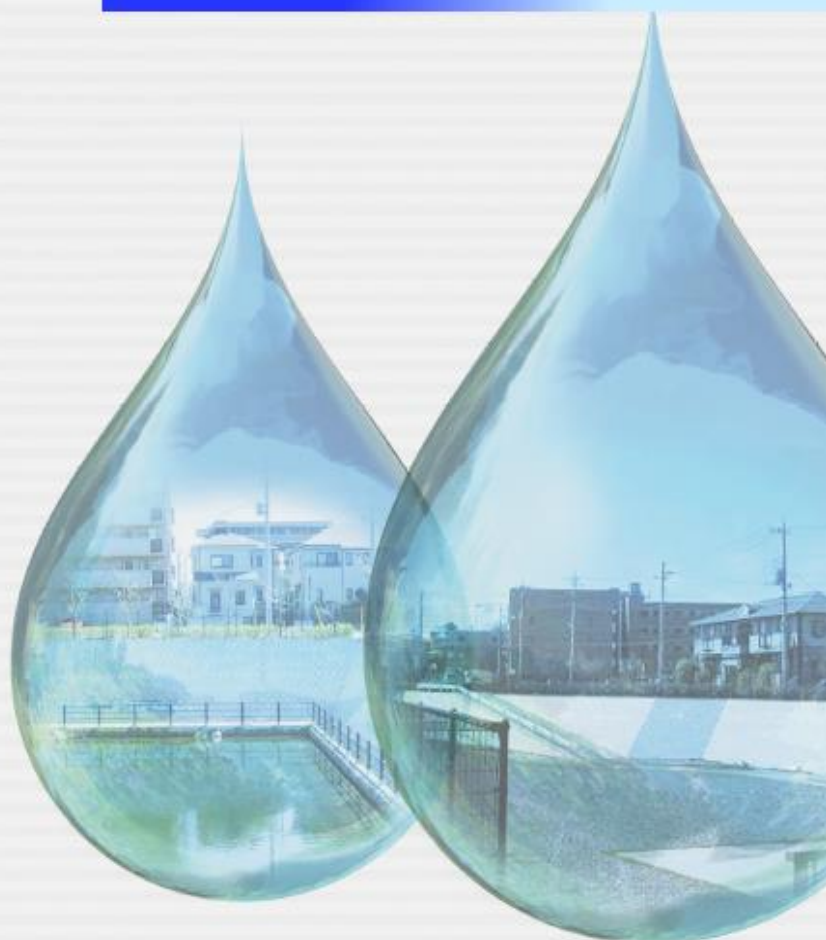




埼玉県雨水流出抑制施設の
設置等に関する条例

許可申請・届出 手引き



埼玉県県土整備部河川砂防課

令和7年7月

はじめに

埼玉県では、これまで「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（以下、「県雨水条例」という。）によって、開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為等に対して、雨水流出増加行為の許可申請を求めています。一方で、令和6年3月29日に中川・綾瀬川流域が特定都市河川流域に指定されたことにより、令和7年7月1日から、中川・綾瀬川流域内の宅地等以外の土地で行う1,000平方メートル以上の雨水浸透阻害行為に対して、「特定都市河川浸水被害対策法」（以下、「特定都市河川法」という。）第30条に基づく許可が必要となります。

「県雨水条例」及び「特定都市河川法第30条」で定める流出抑制対策の必要性の有無については、下表に示す3つのケースが想定されますが、本手引きでは、ケース1、3について、説明しています。

「県雨水条例」と「特定都市河川法第30条」で定める流出抑制対策の必要性の有無について

ケース No	特定都市河川法第30条 (1,000平方メートル以上の雨水 浸透阻害行為)	県雨水条例 (1ヘクタール以上の開発行為等※ における雨水流出増加行為)
1	必要	必要
2	必要	不要
3	不要	必要

※ 県雨水条例では、雨水流出増加行為を行う面積ではなく、開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合、申請等が必要となります。

【ケース2の例】

- ・ 特定都市河川法第30条の対象となる面積が1,000平方メートル以上かつ、開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合。
- ・ 特定都市河川法第30条の許可が必要なもののうち、開発行為に該当しない場合。
(水田→資材置場などの土地の形質の変更)

【ケース3の例】

- ・ 開発区域の面積が1ヘクタール以上かつ特定都市河川法第30条の対象となる面積が1,000平方メートル未満の場合。
- ・ 埼玉県内の中川・綾瀬川流域以外の地区で1ヘクタール以上の雨水流出増加行為が行われる場合。

前ページのケースごとに以下の手引き、マニュアルを参考に申請してください。

ケース 1

① 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請・届出 手引き

② 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可事務審査マニュアル

ケース 2

① 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可事務審査マニュアル

② 市町の条例・要綱

ケース 3

① 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請・届出 手引き

※本手引き内の特定都市河川法に関する記述は適用しない。

特定都市河川法に関する記述については、本手引き内で、以下緑帯の項目がある箇所に記載をしております。そのため、特定都市河川法第 30 条に基づく許可が必要となる場合には、当該項目の箇所について、確認をお願いします。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

雨水流入抑制施設の検討フロー

※緑字部分は特定都市河川法に関する記述です。

1 確認

P. 1～

予定している開発行為等が1ヘクタール以上の場合は、以下に該当する行為か確認します。

- 1 雨水流入増加行為の許可（協議）が必要な行為
- 2 盛土行為の届出が必要な行為

また、特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為に該当するか確認します。

なお、雨水浸透阻害行為の対象については、別途、「特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可事務審査マニュアル」（以下、「特定都市河川法に基づく審査マニュアル」）第2章のP2-1～P2-7を参照してください。

2 計画

P. 5～

上記1, 2の許可（協議）および届出が必要な行為に該当する場合には、以下の事項について検討します。

- 1 必要対策量の算定
 $\text{必要対策量} = (\text{雨水流入増加行為に対する必要量}) + (\text{湛水想定区域での盛土行為に対する必要量})$
- 2 雨水流入抑制施設の構造
- 3 放流量 * 放流先の河川・水路等の管理者と放流量に関して協議が必要です。
また、特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為に該当する場合には、必要対策量及び放流量について、特定都市河川法と本条例で比較する必要があるため、別途、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第3章のP3-10～P3-27を確認し、必要対策量及び放流量の比較を行います。

3 許可申請（協議）及び届出

P. 26～

雨水流入増加行為許可申請（協議）書（様式第1号）、盛土行為届出書（様式第5号）を提出します。
許可申請（協議）書および盛土行為届出書には以下の書類を添付し、**正本・副本の2部提出**します。

- ① 行為区域位置図
- ② 行為区域区域図
- ③ 計画説明書
- ④ 計画図 [a. 現況地形図 b. 土地利用計画図 c. 排水施設計画平面図（排水施設の位置、吐口位置等） d. 対策工事の位置図 e. 対策工事の計画図（雨水流入抑制施設の構造の詳細等）]
- ⑤ その他必要な書類

* 許可申請（協議）と届出を同時に行う場合には、計画説明書・計画図等は兼用することができます。
また、特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為に該当する場合には、雨水浸透阻害行為許可申請書（協議）書も併せて提出する必要があるため、別途、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第4章のP4-1～P4-4を参照してください。

4 許可および回答

P. 38

許可申請（協議）書、計画説明書、計画図の内容が技術的基準に適合しているか審査いたします。

申請（協議）が許可されれば許可（回答）書が発行されます。その際、許可（回答）書とともに副本を返却いたします。

* 申請（協議）から許可（回答）書発行までの処理期間は資料が整った状態から概ね10日です。

* 届出に対しては、許可書等は発行されません。

また、特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為に該当する場合には、雨水浸透阻害行為に関する許可（回答）書も併せて発行されます。

5 許可を受けた後の注意点

P. 39

許可申請および届出の内容に変更が生じた場合は、変更許可申請書（様式第2号）および変更届出書（様式第6号）の提出が必要です。

協議の内容に変更が生じた場合は、変更協議を行います。

工事を廃止する場合には、工事廃止届出書（様式第4号および様式第8号）を提出します。

また、特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為に該当する場合には、雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書や変更許可申請書、変更届出書、工事廃止届出書なども併せて提出する必要があるため、別途、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第8章のP8-1～P8-9を参照してください。

6 完成

P. 40

工事が完了した場合には工事完了届出書（様式第 3 号および様式第 7 号）を提出します。
また、特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為に該当する場合には、雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書も併せて提出する必要があるため、別途、**特定都市河川法に基づく審査マニュアル第 8 章の P8-8** を参照してください。

7 検査

P. 41

工事完了届出書の提出後、県による現地立入り検査を行います。
地下埋設物等の見えない部分については、施工段階時の写真によって確認いたします。
県は、検査により工事が技術的基準に適合すると認めたときは、雨水流出抑制施設の場所等を周知するため埼玉県報に登載し、告示します。
また、特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為に該当する場合には、上記、県雨水条例の現地立入り検査の際に、併せて特定都市河川法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合しているかの検査を行います。

8 機能の保全

P. 43～

雨水流出抑制施設の機能を保全するために以下の行為が必要となります。

- 1 雨水流出抑制施設が存在する旨を記した標識を設置します。
- 2 施設の点検、清掃等の維持管理に努めていただきます。
- 3 雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う場合は雨水流出抑制施設機能阻害行為届出書（様式第 9 号）の提出が必要です。

また、特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為に該当する場合には、以下の行為が必要となります。

- 1 上記の標識に特定都市河川法で定められた内容も併せて記します。
- 2 上記と同様に維持管理に努めていただきます。
- 3 上記と併せて、雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書を提出する必要があるため、別途、**特定都市河川法に基づく審査マニュアル第 8 章の P8-10～P8-12** を参照してください。

*** 埼玉県流出抑制施設の設置等に関する条例（県雨水条例）の申請・届出等の様式は[河川砂防課ホームページ](http://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/usui-shinsei.html)からダウンロードできます。**

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/usui-shinsei.html>)



*** 「特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可事務審査マニュアル」は[河川砂防課ホームページ](https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/20240329tokuteitosikasen.html)からダウンロードできます。**

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/20240329tokuteitosikasen.html>)



目次

1	確認	1
1-1	雨水流出増加行為の許可（協議）が必要となる行為	1
1-2	特定都市河川	1
1-3	計画区域の面積の考え方	3
1-4	盛土行為の届出が必要となる行為	3
	①盛土行為の届出が必要となる行為	3
	②湛水想定区域	4
2	計画	5
2-1	雨水流出抑制施設の規模の算定	5
	①雨水流出増加行為に対する必要対策量の算定	5
	・雨水流出増加行為をする土地の面積（A）の考え方	5
	・地域別調整容量（Va、Vb）	6
	・雨水流出抑制施設の浸透効果量（Q）の算定	6
	・浸透施設の空隙貯留の算定	12
	②湛水想定区域内の土地に盛土をする行為に対する必要対策量の算定	13
2-2	雨水流出抑制施設の構造	14
	①貯留施設の構造	14
	②浸透施設の構造	15
	③標識の設置	18
	④安全対策	21
2-3	放流の方法	21
	①放流施設の設計	21
	②放流施設の構造	22
2-4	雨水流出抑制施設の必要対策量の計算例	22
3	申請及び届出	26
3-1	許可申請（協議）及び届出に必要な書類	26
	①許可申請（協議）書及び盛土行為届出書	27
	②計画説明書	29
	③添付図書	30
3-2	提出書類の確認	32
3-3	提出先	36
4	許可書・回答書の発行	38
5	許可を受けた後の注意点	39
5-1	許可を受けた後で計画変更が生じた場合	39
	①雨水流出増加行為変更許可申請（協議）の対象となる行為	39
	②盛土行為変更届出の対象となる行為	39
	③変更許可申請（協議）及び変更届出に必要な書類	39
5-2	工事を廃止する場合	40
6	完成	40
7	検査	41
8	機能の保全	43
8-1	維持管理	43
8-2	雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為	44
	①雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為	44
	②雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の届出に必要な書類	44

1-1 雨水流出増加行為の許可（協議）が必要となる行為

「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」(以下「条例」という)
(雨水流出増加行為の許可)

- 第三条** 次に掲げる行為であって雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれのあるもの（以下「雨水流出増加行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 一 開発区域の面積が一ヘクタール以上の開発行為
 - 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める行為でその規模が一ヘクタール以上のもの

「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則」(以下「規則」という)
(許可を要する雨水流出増加行為)

- 第三条** 条例第三条第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の設置に係る行為
 - 二 道路管理者による道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。）に接する自動車駐車場（以下「自動車駐車場」という。）の設置に係る行為

雨水流出増加行為の許可（協議）が必要となる行為は、計画区域の面積が1ヘクタール以上の下記の行為です。

- ・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
注）都市計画法第29条ただし書きの、開発行為の許可を要しない開発行為（駅舎その他の鉄道施設図書館、公民館等の建築を目的とした開発行為など）についても、雨水流出増加行為の許可（協議）が必要です。
- ・ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の設置に係る行為
- ・ 道路法第18条第1項に規定する道路管理者による、道路に接する自動車駐車場（パーキングエリア、道の駅など）の設置に係る行為

ただし、次に該当する行為については、雨水流出増加行為の許可（協議）は必要ありません。

許可（協議）の必要がない行為 <規則第二条>

- ・ 計画区域の全ての土地が宅地等（宅地、池沼、水路、ため池、舗装された土地及び鉄道線路）である土地で行う行為
- ・ 仮設の建築物等の建築など、土地を一時的に利用する行為（行為前の状態に速やかに戻すことが確実な場合に限りです）
- ・ 下水道法第2条第2号に規定する下水道の設置に係る行為
- ・ 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設の設置に係る行為
- ・ 河川法第6条第1項に規定する河川区域（同条第2項に規定する高規格堤防特別区域は除く）で行う行為

埼玉県内の特定都市河川の指定状況

埼玉県内では、表-1-1及び図-1-1のとおり、中川・綾瀬川流域が特定都市河川流域に指定されています。

特定都市河川流域は行政区界ではなく、流域界で定められているため、開発等を行う場所が特定都市河川流域に該当するか、以下の国土交通省ホームページより確認が必要です。

中川・綾瀬川 特定都市河川流域に指定した範囲

<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/project/tokuteitoshikasen/index.html>



表-1-1 県内の特定都市河川及び関係市町村

特定都市河川	特定都市河川流域に係る市町村	特定都市河川 指定年月日
中川・綾瀬川等の 計 43 河川 (うち、埼玉県内を 流れる河川 40 河川)	さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、 羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、 北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、 伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町	令和 6 年 3 月 29 日

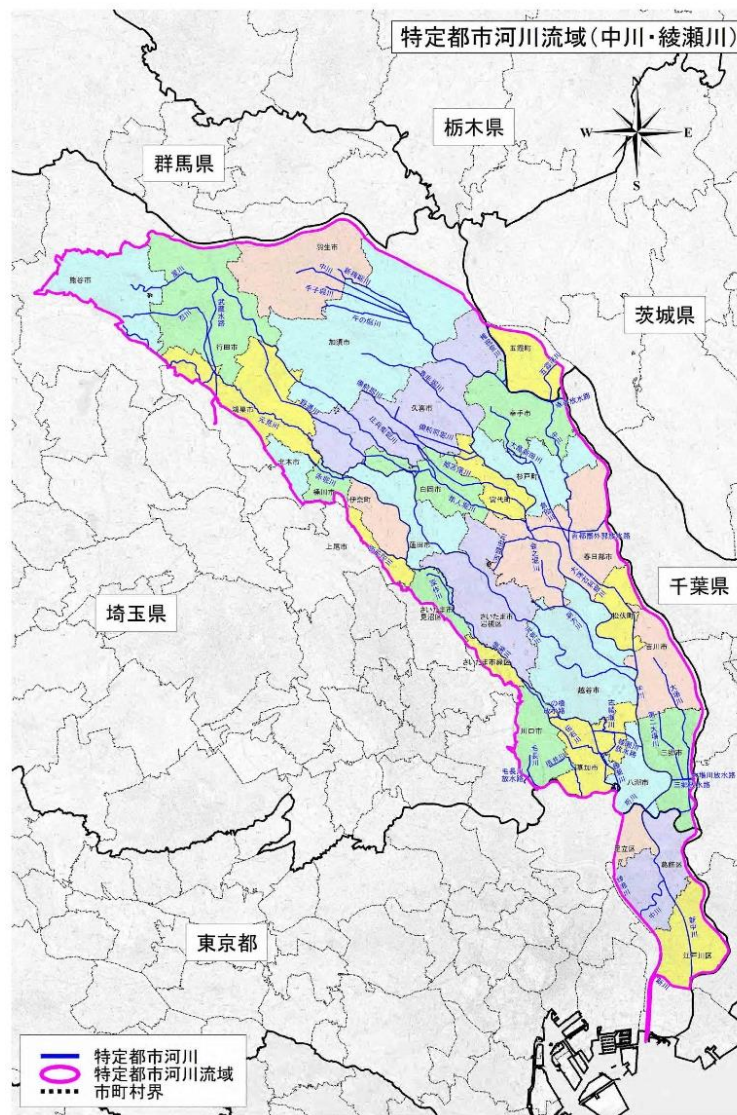


図-1-1 中川・綾瀬川の特定都市河川流域図 出典：江戸川河川事務所 HP

1-2 計画区域の面積の考え方

一体として計画される区域全体を対象区域として考えます。

区域を分割した計画の場合には、次のように考えます。

- ・ 一つの計画行為とみなすことができる場合には、複数の分散した区域の合計面積を対象区域の面積とします。合計面積が1ヘクタール以上の場合には、雨水流出増加行為の許可（協議）が必要となります。

（図-1-1(a) 参照）

※一つの計画行為とみなすかどうかの判断は、開発許可権者の判断によるものとします。

- ・ すでに開発行為をしている区域を新たに拡張する場合などは、拡張する部分を含めた開発区域の面積で判断します。開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合には、雨水流出増加行為の許可（協議）が必要となります。（図-1-1(b) 参照）

注) 分割して工事を行う場合などでも、一体の計画と見なす場合には、計画区域全体を対象区域として考えます。

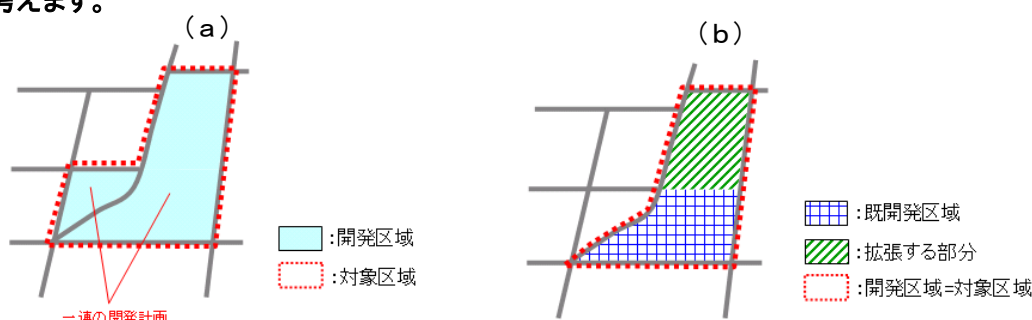


図-1-2 計画区域の面積の考え方

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の考え方

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の考え方については、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第3章のP3-2～P3-9を確認してください。

1-3 盛土行為の届出が必要となる行為

① 盛土行為の届出が必要となる行為

（湛水想定区域内での盛土行為の届出）

条例第十二条 次に掲げる行為であって、湛水想定区域内の土地に盛土をするもの（以下「盛土行為」という。）をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める行為でその規模が1ヘクタール以上のもの

（届出を要する盛土行為）

規則第十四条 条例第十二条第一項第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 都市公園の設置に係る行為
- 二 自動車駐車場の設置に係る行為
- 三 高規格堤防（高規格堤防特別区域として指定する部分に限る。）の設置に係る行為

土行為の届出が必要となる行為は、計画区域の面積が1ヘクタール以上の下記の行為であって、湛水想定区域内の土地に盛土をするものです。

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

- ・ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の設置に係る行為
- ・ 道路法第18条第1項に規定する道路管理者による、道路に接する自動車駐車場（パーキングエリア、道の駅など）の設置に係る行為
- ・ 河川法第6条第2項に規定する高規格堤防のうち、高規格堤防特別区域として指定する部分の設置に係る行為

注) 計画区域の面積が1ヘクタール以上であれば、盛土をする土地の面積が1ヘクタール未満であっても届出が必要となります。

盛土行為をしようとする方は、雨水流出抑制施設の設置等の計画をしていただき、工事着手の30日前までに知事に届け出る必要があります。ただし、次に該当する行為については、届出は必要ありません。

届出対象外の行為 <規則第十三条>

- ・ 仮設の建築物等の建築など、土地を一時的に利用する行為（行為前の状態に速やかに戻すことが確実な場合に限り）
- ・ 下水道法第2条第2号に規定する下水道の設置に係る行為
- ・ 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設の設置に係る行為（同法第6条第2項に規定する高規格堤防を除く）
- ・ 河川法第6条第1項に規定する河川区域（同条第2項に規定する高規格堤防特別区域を除く）で行う行為

② 湛水想定区域

湛水想定区域とは、埼玉県で過去に甚大な被害をもたらした洪水の浸水実績をもとに、県内の治水施設の整備状況等を加えシミュレーションを行い、湛水することが想定される区域として知事が指定した区域をいいます。

湛水想定区域と湛水した場合に想定される水深（湛水深）は「湛水想定図」によって確認できます。湛水想定図は埼玉県河川砂防課、県土整備事務所、総合治水事務所及び河川砂防課ホームページで閲覧することができます。

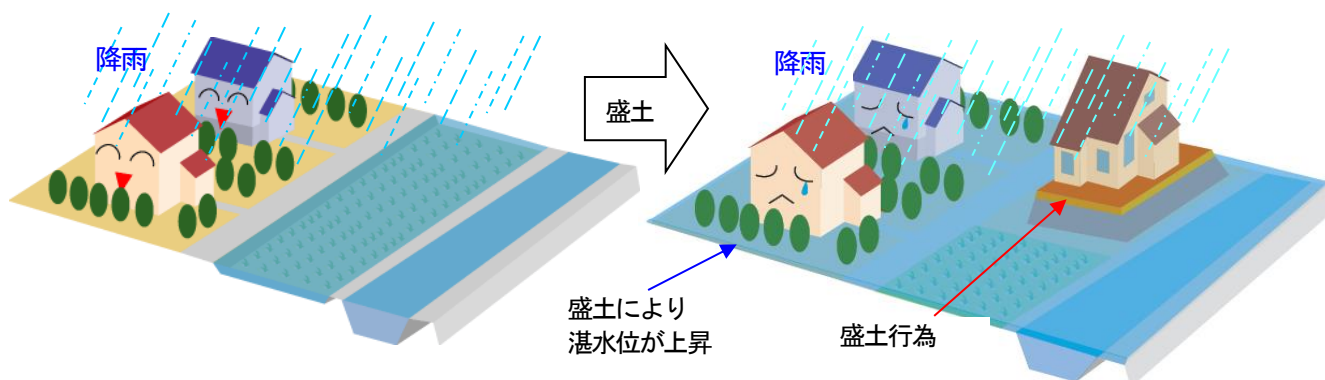


図-1-3 盛土による浸水被害の拡大

雨水流出抑制施設の必要対策量は

（雨水流出増加行為に対する必要対策量）＋（湛水想定区域での盛土行為に対する必要対策量）となります。

特定都市河川浸水被害対策法での湛水想定区域

特定都市河川法では、湛水想定区域の概念はありません。

2-1 雨水流出抑制施設の規模の算定

① 雨水流出増加行為に対する必要対策量の算定

雨水流出増加行為に対する必要対策量（雨水流出抑制施設の容量）は、地域別調整容量をもとに、次の式より算定します。

雨水流出抑制施設の容量（V）（単位：m³）

$$V \geq A \times V_a - (Q \div V_b) \times V_a$$

この式において、A、Q、V_a、V_bは、それぞれ次の数値を表します。

A 宅地等以外の土地で行う雨水流出増加行為をする土地の面積（単位：ha）（→P.5）

Q 雨水流出抑制施設の浸透効果量（単位：m³/s）（→P.6）

（* 湛水想定区域での浸透効果量は、0m³/sとします。）

V_a 図-2-1の地域別調整容量V_a（単位：m³/ha）（→P.6）

V_b 図-2-1の地域別調整容量V_b（単位：m³/s/ha）（→P.6）

雨水流出増加行為をする土地の面積（A）の考え方

雨水流出増加行為とは、雨水流出抑制施設を設置しないと、雨水流出量が増加する恐れのある行為をいいます。雨水流出増加行為となる行為は行為前・行為後の土地利用によって判断します。なお、**行為前の土地利用状況は、課税証明書・登記簿（全部事項証明書）ならびに現況写真等により確認いたします。**

表-2-1 雨水流出増加行為となる土地利用の変更行為

		行為後の土地利用					
		宅地等	都市公園	道路管理者が設置する自動車駐車場	ゴルフ場、運動場 学校、境内地等	生産緑地法に基づく緑地	森林法に基づく 残置森林
行為前の土地利用	宅地等 注)						
	ゴルフ場、運動場 学校、境内地等	○	○	○	○		
	田畑	○	○	○	○		
	山林	○	○	○	○		
	雑種地等	○	○	○	○		

○印：雨水流出増加行為となる行為

注) 宅地等とは、宅地・池沼・水路・ため池・舗装された土地・鉄道線路（操車場は除く）をいいます。

地域別調整容量 (Va, Vb)

地域別調整容量とは、流域の保水・遊水機能を確保するため、雨水流出量の増加に対し、必要となる調整量をいいます。図-2-1 のとおり貯留量に対しては単位面積あたりの容量 Va (m^3/ha)、浸透量に対しては単位面積あたりの流量 Vb ($m^3/s/ha$) で示しており、県内を3ブロック(県南ブロック、県北ブロック、秩父ブロック)に分け、ブロックごとに調整容量を定めています。

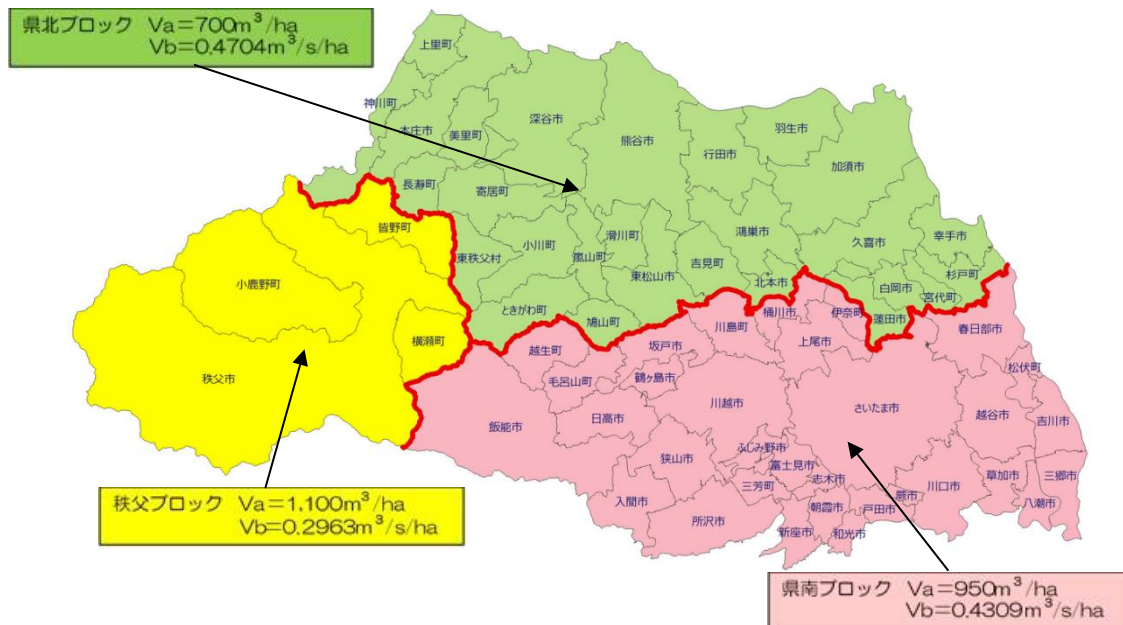


図-2-1 地域別調整容量図(令和6年1月現在)

雨水流出抑制施設の浸透効果量(Q)の算定

雨水流出抑制施設の浸透効果量は、次の式より算定します。

雨水浸透施設効果量(Q) (m^3/s)

$=1/3600 \times \text{基準浸透量}(Q_f) \times \text{施設設置延長}$ (あるいは設置個数、設置面積)

$=1/3600 \times \text{比浸透量}(K) \times \text{飽和透水係数}(f) \times \text{施設設置延長}$ (あるいは設置個数、設置面積)

この式において、 Q_f 、 K 、 f は、それぞれ次の数値を表します。

Q_f 浸透施設(1m、1個または1m²あたり)の基準浸透量(単位: m^3/hr)

K 浸透施設の比浸透量(単位: m^2) (→P.7)

f 土壌の飽和透水係数(単位: m/hr) (→P.10)

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の必要対策量算定

【中川・綾瀬川流域(埼玉県版)】調整池容量計算システム(以下、「調整池容量計算システム」)を用いて、雨水浸透阻害行為面積の確認、必要対策量の算出を行います。

必要対策量は、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第3章のP3-9～P3-22、第5章のP5-16～P5-20等に調整池容量計算システムを用いた必要対策量の計算例が記載されています。

なお、調整池容量計算システムは、河川砂防課ホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/20240329tokuteitosikasen.html>



〔浸透施設の比浸透量 (K) について〕

浸透施設の比浸透量 (K) は、施設の形状と設計水頭より、表-2-2(a)～(d)の基本式を用いて算定します。

表-2-2(a) 比浸透量 (K) の算定式

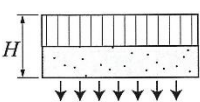
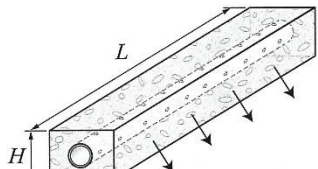
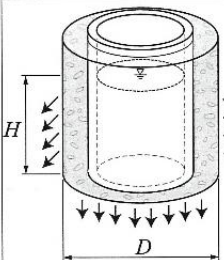
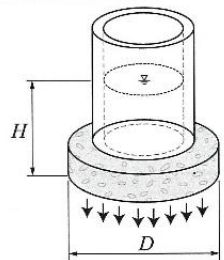
施設形態・形状		透水性舗装 (浸透池)	浸透側溝および浸透トレンチ
浸 透 面		底 面	側面および底面
模 式 図		  H: 設計水頭 (m)	 H: 設計水頭 (m) W: 施設幅 (m)
算定式の適用範囲の目安	設計水頭(H)	$H \leq 1.5 \text{ m}$	$H \leq 1.5 \text{ m}$
	施設規模	浸透池は底面積が約 400m ² 以上	$W \leq 1.5 \text{ m}$
基 本 式		$K_f = aH + b$	$K_f = aH + b$
係 数	a	0.014	3.093
	b	1.287	$1.34W + 0.677$
	c	—	—
備 考		比浸透量は単位面積当りの値、底面積の広い空隙貯留浸透施設にも適用可能	比浸透量は単位長さ当りの値

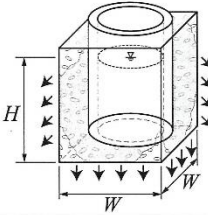
表-2-2(b) 比浸透量 (K) の算定式

施設形態・形状		円筒ます* および 縦型浸透管			
浸 透 面		側面および底面		底 面	
模 式 図		 H: 設計水頭 (m) D: 施設直径 (m)		 H: 設計水頭 (m) D: 施設直径 (m)	
算定式の適用範囲の目安	設計水頭(H)	$H \leq 5.0 \text{ m}$		$H \leq 5.0 \text{ m}$	
	施設規模	$0.2 \text{ m} \leq D < 1 \text{ m}$	$1 \text{ m} \leq D \leq 10 \text{ m}$	$0.3 \text{ m} \leq D \leq 1 \text{ m}$	$1 \text{ m} < D \leq 10 \text{ m}$
基 本 式		$K_f = aH^2 + bH + c$ (注)		$K_f = aH + b$	
係 数	a	$0.475D + 0.945$	$6.244D + 2.853$	$1.497D - 0.100$	$2.556D - 2.052$
	b	$6.07D + 1.01$	$0.93D^2 + 1.606D - 0.773$	$1.13D^2 + 0.638D - 0.011$	$0.924D^2 + 0.993D - 0.087$
	c	$2.570D - 0.188$	—	—	—

注) 設計水頭が1.5mを越える場合の比浸透量は、P55 4) の方法で算定する。

* 透水性ますおよび周辺に充填した碎石等を含む。

表-2-2(c) 比浸透量 (K) の算定式

施設形態・形状		正方形のます* および 空隙貯留浸透施設		
浸 透 面		側面および底面		
模 式 図		 H: 設計水頭(m) W: 施設幅(m)		
算定式の適用範囲の目安	設計水頭(H)	$H \leq 5.0\text{m}$		
	施設規模	$W \leq 1\text{m}$	$1\text{m} < W \leq 10\text{m}$	$10\text{m} < W \leq 80\text{m}$
基 本 式		$K_f = aH^2 + bH + c$ 注)		
係 数	a	$0.120W + 0.985$	$-0.453W^2 + 8.289W + 0.753$	$0.747W + 21.355$
	b	$7.837W + 0.82$	$1.458W^2 + 1.27W + 0.362$	$1.263W^2 + 4.295W - 7.649$
	c	$2.858W - 0.283$	-	-

注) 設計水頭が1.5mを越える場合の比浸透量は、P55 4) の方法で算定する。

表-2-2(d) 比浸透量 (K) の算定式

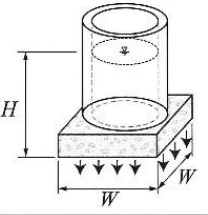
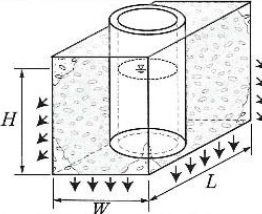
施設形態・形状		正 方 形 ま す *		
浸 透 面		底 面		
模 式 図		 H: 設計水頭(m) W: 施設幅(m)		
算定式の適用範囲の目安	設計水頭(H)	$H \leq 5.0\text{m}$		
	施設規模	$W \leq 1\text{m}$	$1\text{m} < W \leq 10\text{m}$	$10\text{m} < W \leq 80\text{m}$
基 本 式		$K_f = aH + b$		
係 数	a	$1.676W - 0.137$	$-0.204W^2 + 3.166W - 1.936$	$1.265W - 15.670$
	b	$1.496W^2 + 0.671W - 0.015$	$1.345W^2 + 0.736W + 0.251$	$1.259W^2 + 2.336W - 8.13$
	c	-	-	-

表-2-2(e) 比浸透量 (K) の算定式

施設形態・形状		矩形のます* および 空隙貯留浸透施設		
浸 透 面		側面および底面		
模 式 図		 H: 設計水頭(m) L: 施設長さ(m) W: 施設幅(m) ※長辺をL、短辺をWとする		
算定式の適用範囲の目安	設計水頭(H)	$H \leq 5.0\text{m}$		
	施設規模	$L \leq 200\text{m}, W \leq 5\text{m}$		
基 本 式		$K_f = aH + b$		
係 数	a	$3.297L + (1.971W + 4.663)$		
	b	$(1.401W + 0.684)L + (1.214W - 0.834)$		
	c	-		

* 透水性ますおよび周辺に充填した碎石等を含む。

表-2-2(f) 比浸透量 (K) の算定式

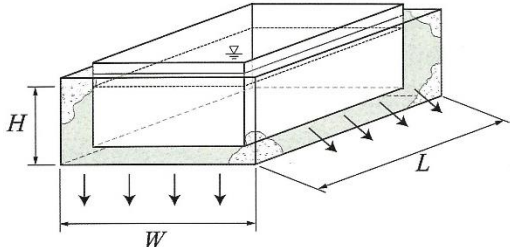
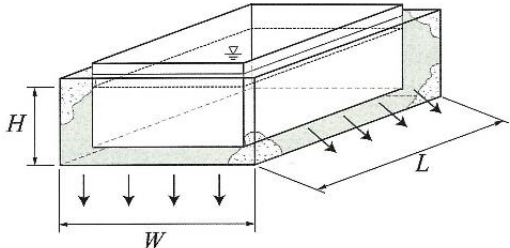
施 設		大 型 貯 留 浸 透 槽					
浸 透 面		側面および底面					
模 式 図		 H : 設計水頭 (m) L : 長辺長さ (m) W : 施設幅 (m)					
算定式の適用範囲の目安	設計水頭(H)	$0.5\text{m} \leq H \leq 5\text{m}$					
	施設規模	W = 5m	W = 10m	W = 20m	W = 30m	W = 40m	W = 50m
基 本 式		$K_f = (aH + b)L$					
係 数	a	$8.83X^{-0.461}$	$7.88X^{-0.446}$	$7.06X^{-0.452}$	$6.43X^{-0.444}$	$5.97X^{-0.440}$	$5.62X^{-0.442}$
	b	7.03	14.00	27.06	39.75	52.25	64.68
	c	—	—	—	—	—	—
備 考		X は幅 (W) に対する長辺長さ (L) の倍率を示す。 $X = L/W$ X の適用範囲は 1 ～ 5 倍とする。適用範囲を超える場合、施設を適用範囲内で分割した形で比浸透量を算定し、その合計から重複面の比浸透量を差し引く。					

表-2-2(g) 比浸透量 (K) の算定式

施 設		大 型 貯 留 浸 透 槽					
浸 透 面		側面および底面					
模 式 図		 H : 設計水頭 (m) L : 長辺長さ (m) W : 施設幅 (m)					
算定式の適用範囲の目安	設計水頭(H)	$0.5\text{m} \leq H \leq 5\text{m}$					
	施設規模	W = 5m	W = 10m	W = 20m	W = 30m	W = 40m	W = 50m
基 本 式		$K_f = (aH + b)L$					
係 数	a	$8.83X^{-0.461}$	$7.88X^{-0.446}$	$7.06X^{-0.452}$	$6.43X^{-0.444}$	$5.97X^{-0.440}$	$5.62X^{-0.442}$
	b	7.03	14.00	27.06	39.75	52.25	64.68
	c	—	—	—	—	—	—
備 考		X は幅 (W) に対する長辺長さ (L) の倍率を示す。 $X = L/W$ X の適用範囲は 1 ～ 5 倍とする。適用範囲を超える場合、施設を適用範囲内で分割した形で比浸透量を算定し、その合計から重複面の比浸透量を差し引く。					

注) 施設幅 (W) が上記施設規模の間にくる場合、例えば W=7.5m のようなケースでは、W=5m と W=10m において実施設の X の値を用いて比浸透量の計算を行い(*)、施設幅 (W) に対し、比例配分して比浸透量 (Kf) を求める。

* W=7.5, L=10m の場合 X の値は、 $X=10/7.5=1.333$ として、W=5m と W=10m での比浸透量の計算を行う。

(出典「雨水浸透施設技術指針(案) 調査・計画編(令和5年2月)」(社団法人 雨水貯留浸透技術協会))

〔 飽和透水係数（ f ）について 〕

浸透施設を設計するためには現地の飽和透水係数を求める必要があります。

飽和透水係数は、次記のボアホール法などの現地浸透試験を行い、その結果より求めます。現地浸透試験の結果は、データシート、試験状況がわかる写真により確認いたします。

また、「埼玉県浸透能力マップ」に記載される飽和透水係数を利用することも可能です。「埼玉県浸透能力マップ」は、河川砂防課及び河川砂防課ホームページで閲覧することができます。

●現地浸透試験（ボアホール法）の方法

（参考 雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編）（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会）

- ハンドオーガーを使い、設定した掘削深まで掘削します。
- 掘削時に孔壁に泥土膜が付着したり、孔底に掘削屑が堆積し、自然の浸透能が確認できなくなることがあります。このため、孔内の状態を良く観察し、必要に応じて熊手やワイヤーブラシで浸透面の目荒しを行うと共に、掘削屑は丁寧に除去します。
- 掘削後、浸透面をいためないように十分配慮して、砂利あるいは碎石を充填します。また、注入水による浸透面の洗掘あるいは泥土の攪拌を防止するために、注水口に多孔のケーシングの設置を行います。

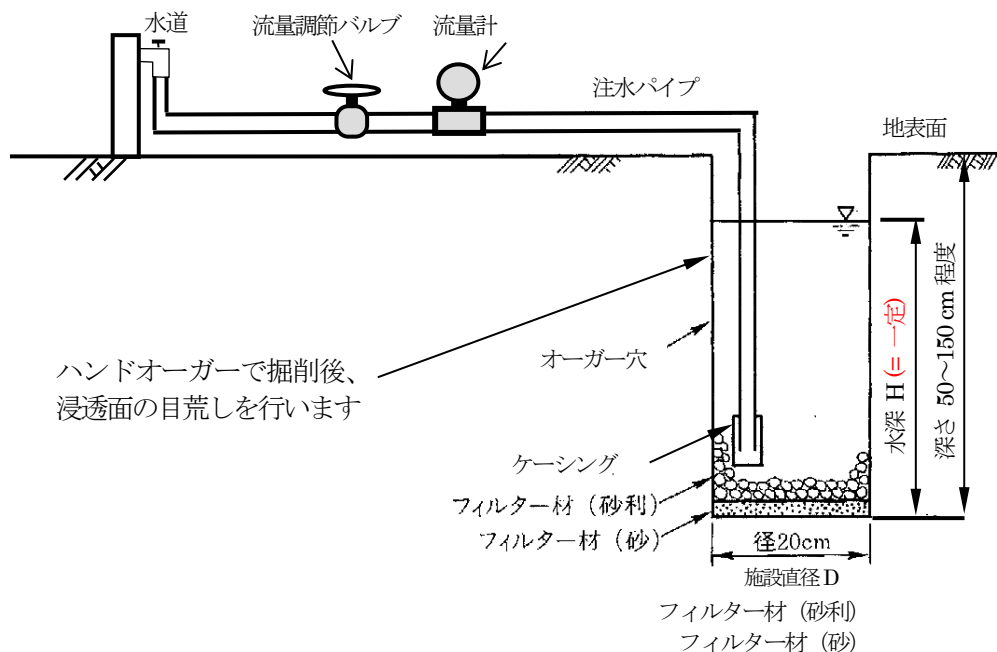


図-2-2 試験施設概要

- 試験施設が完成したならば施設に注水し、一定水位を維持するように流量を調整する定水位試験を行います。
- ・施設の設計水深に相当する水位まで注水します。
 - ・水源からの注水量は、設計水深を維持するようにバルブで調整します。
 - ・時間経過毎に流量計などで注水量を測定します。
 - ・時間経過に伴い注水量（浸透量）は一定となります（2時間を目安とします、次図参照）ので、この時の浸透量を終期浸透量（L）とします。

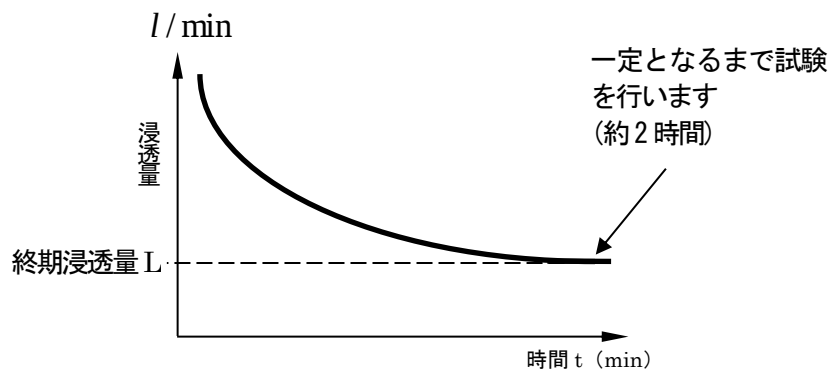


図-2-3 浸透量の時間変化

- ・試験結果は次のデータシートに記載し、整理・保存します。

現地浸透試験データシート（例）

調査名					地点名				
測定月日	月 日	測定開始時刻	午前 時 分 午後 時 分		住所				
天候		気温			見取り図				
使用水の種類と濁りの程度		水温							
施設直径		浸透面の土質							
浸透面の深さ									
湛水深					備考				
経過時間 (min)	単時間 (min)	流量計示度(<i>l</i>)	浸透量 (<i>l</i> /min)	累加浸透量(<i>l</i>)	経過時間 (min)	単時間 (min)	流量計示度(<i>l</i>)	浸透量 (<i>l</i> /min)	累加浸透量(<i>l</i>)

- 現地浸透試験で得られた終期浸透量 L (l/min)の単位を m^3/hr に変換し ($60/1000=0.06$ を乗じます)、試験施設の比浸透量 N (m^2) で除し土壌の飽和透水係数 $f=L/N$ (m/hr) を求めます。

ボアホール法での試験施設の比浸透量 (N) は、図-2-4 より算定します。

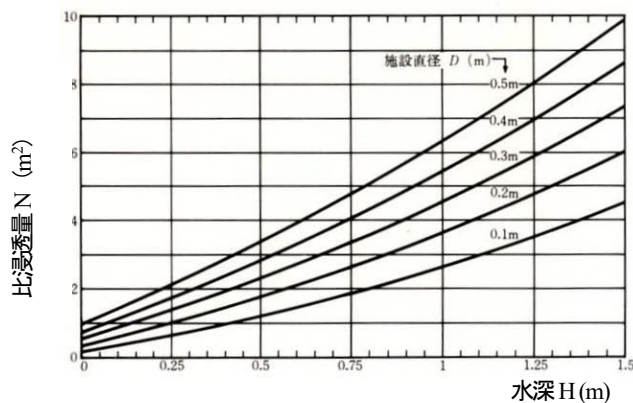


図-2-4 試験施設の水深と比浸透量

浸透施設の空隙貯留の算定

浸透施設の透水管、充填材などの空隙等については、貯留効果を考慮することができます。その場合には雨水貯留量を次のようにして算定します。

$$\text{雨水貯留量}(\text{m}^3) = \text{透水管やます本体の体積} + \text{充填材の体積} \times \text{空隙率}$$

充填材の空隙率は、表-2-3 に示すとおりとします。

表-2-3 充填材の材料別空隙率

材料	文献による参考値	設計値
単粒度碎石 (3・4・5号)	30～40%※ ¹	40%
切込碎石 (クラッシャーラン)	骨材間隙率6～18%※ ²	10%
粒度調整碎石	骨材間隙率3～15%※ ²	
透水性アスファルト混合物	10～20%以上※ ³	15%
透水性瀝青安定処理路盤		
透水性コンクリート	連続空隙率20%※ ⁴	20%
プラスチック製貯留材	60～95%※ ⁴ 空隙率は製品により異なり、また98%の空隙率を有するものもある	使用する製品のカタログ値を採用

出典

※1：雨水浸透施設技術指針〔案〕構造・施工・維持管理編 令和5年7月公益社団法人雨水貯留浸透技術協会

※2：舗装設計施工指針 社団法人日本道路協会

※3：雨水流出抑制施設(規定及び解説)住宅・都市整備公団

※4：技術評価認定書 社団法人雨水貯留浸透技術協会

② 湛水想定区域内の土地に盛土をする行為に対する必要対策量の算定

湛水想定区域内の土地に盛土をする行為に対する必要対策量（雨水流出抑制施設の容量）は、次の式より算定します。

雨水流出抑制施設の容量（V）（単位：m³）

$$V \geq A \times 10,000 \times h$$

この式において、A、hは、それぞれ次の数値を表します。

A 湛水想定区域内の土地に盛土をする土地の面積（単位：ha）

h 盛土行為をする土地における湛水した場合に想定される平均水深、または最大盛土厚のどちらか小さい方の値（単位：m）

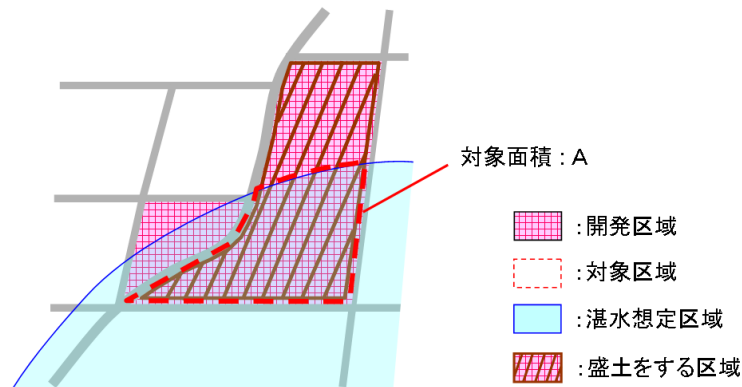


図-2-5 対象となる盛土面積

雨水流出抑制施設の容量（V）の算定方法

- ① 盛土区域に対して、同じ湛水深の地域を1ブロックとして区域を分割します。
- ② 次の式より雨水流出抑制施設の容量（V）を求めます。

$$V \geq (\text{ブロック1の盛土面積}(A1) \times \text{ブロック1の}h1) + (\text{ブロック2の盛土面積}(A2) \times \text{ブロック2の}h2) + \dots$$

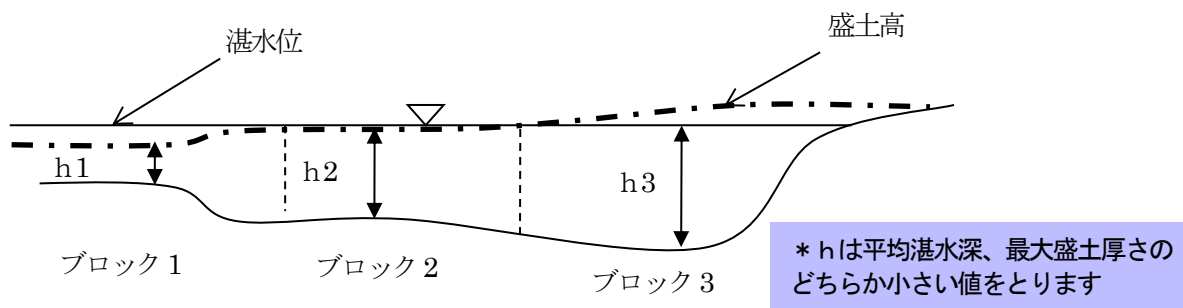


図-2-6 盛土行為に対する雨水流出抑制施設の容量の求め方

2-2 雨水流出抑制施設の構造

① 貯留施設の構造

(1) 構造一般

- ・ 貯留施設の構造は、必要貯留量を安全、確実に貯留できるものとします。
- ・ 貯留された雨水は許容放流量以下で放流します。
- ・ 貯留施設は汚水が流入しない構造とします。
- ・ 貯留施設の集水範囲は、雨水流出増加行為をする土地の範囲を基本とし、対象区域外からの雨水が流入しないよう計画する必要があります。
- ・ 超過洪水の越水に対して、安全面に十分配慮する必要があります。
- ・ 降雨後の排水を速やかにするために、貯留施設の底面に勾配を設けるなどの対策が必要です。
- ・ 貯留施設を複数に分ける場合、集水面積に応じた必要対策量を満たす必要があります。

(2) 盛土行為に対する必要対策量の雨水の流入について

盛土行為に対する必要対策量を有する貯留施設は、盛土行為を行う区域外の湛水が流入する構造とします。

- ・ 貯留施設の計画高水位 (H.W.L) は隣接地の想定湛水位以下とします。
- ・ 湛水が流入する樋管等の管底高を隣接地の湛水位以下とします。

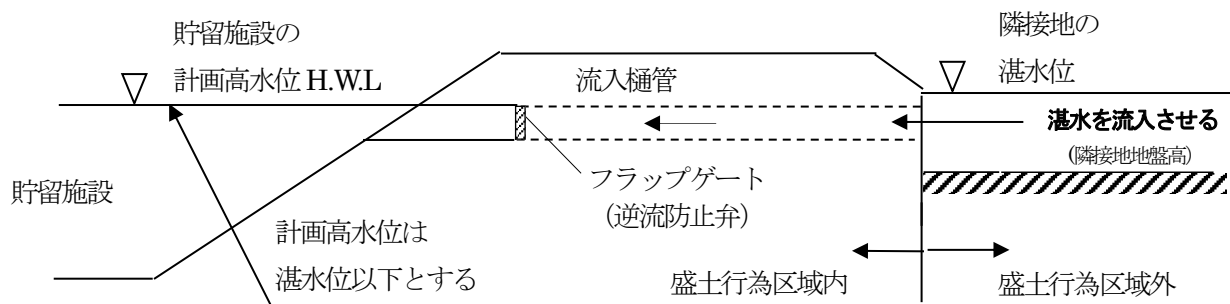


図-2-7 区域外湛水の流入

その他の構造については「増補流域貯留施設等技術指針（案）」（社団法人 日本河川協会）、「防災調節池等技術基準（案）」（社団法人 日本河川協会）等を参考にしてください。

② 浸透施設の構造

(1) 構造一般

- ・ 浸透施設の構造は、必要浸透量を安全、確実に浸透できる構造とします。盛土した箇所に浸透施設を設置する場合には、行為前の地盤高以下に浸透できる構造とします。
- ・ 浸透施設の底面が地下水位より 50cm 以上、上になるように 設置します。
(参考：「雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編」（社団法人 雨水貯留浸透技術協会）)
* 地下水位は季節的に変動すると共に、降雨によっても上昇します。水位変動を考慮し、浸透施設からの浸透効果を高めるために地下水位と浸透施設は十分に離す必要があります。
- ・ 浸透施設は目詰まり等が発生し易いので、維持管理に十分配慮する必要があります。
* 維持管理が出来ないような施設は長期的に効果が期待できないため、その浸透効果量は見込めません。
- ・ 浸透施設は汚水が流入しない構造とします。
- ・ 浸透施設の集水範囲は、雨水流出増加行為をする土地の範囲を基本とし、対象区域外からの雨水が流入しないよう計画する必要があります。

なお、次のような法令指定区域等では浸透施設の設置を禁止しております。

法令指定区域等は埼玉県河川砂防課で確認して下さい。

浸透施設設置禁止区域

- ① 『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』第3条により指定される急傾斜地崩壊危険区域
- ② 『地すべり等防止法』第3条により指定される地すべり防止区域
- ③ 『砂防法』第2条により指定される砂防指定地
- ④ 図-2-7 に示される傾斜地近傍箇所

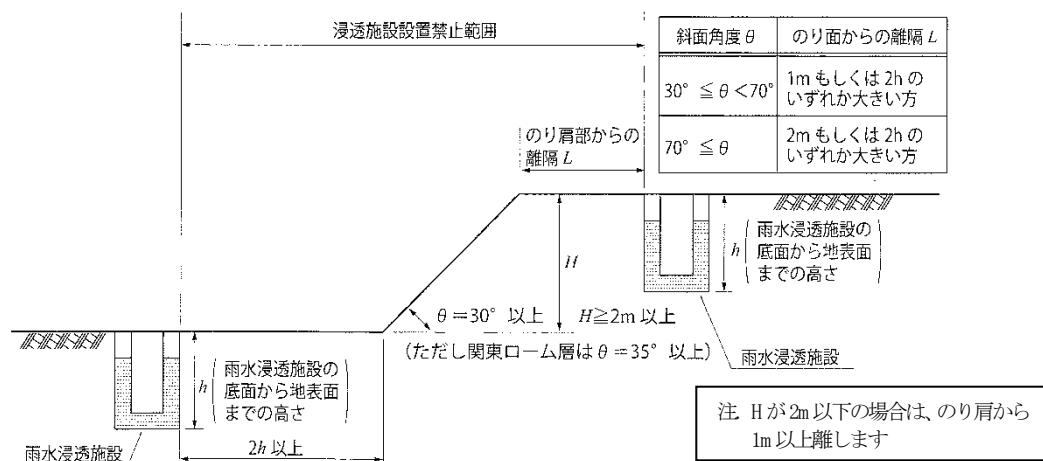


図-2-8 傾斜地近傍箇所

(2) 浸透マスの構造

浸透マスは本体、充填碎石、敷砂、透水シート、連結管（集水管、排水管、透水管等）、付帯設備（目詰まり防止装置等）から構成されます。浸透マスの設置は浸透マスを単独で設置する場合と浸透トレンチあるいは浸透側溝と組み合わせて使用することがあります。

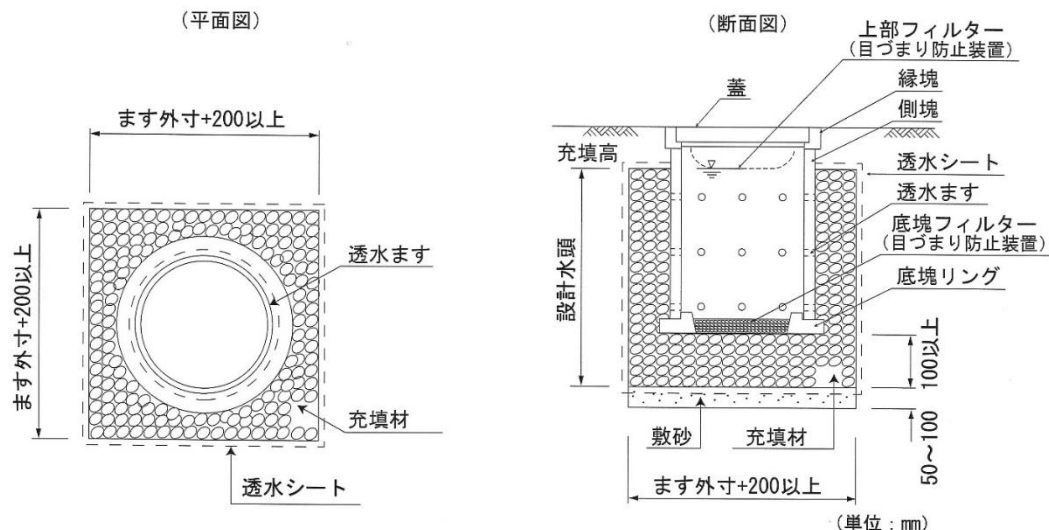


図-2-9 浸透マスの標準構造図

(3) 浸透トレンチの構造

浸透トレンチは透水管、充填碎石、敷砂、透水シート、管口フィルターから構成されます。浸透トレンチは浸透機能と通水機能を有し、流入した雨水を透水管より碎石を通して地中へ分散浸透させます。浸透トレンチは地下埋設型ですので、上部を緑地や道路等に利用できます。浸透トレンチは流入した土砂等の清掃が困難なため、前後に浸透マスを設け、土砂等の流入を防ぐ必要があります。

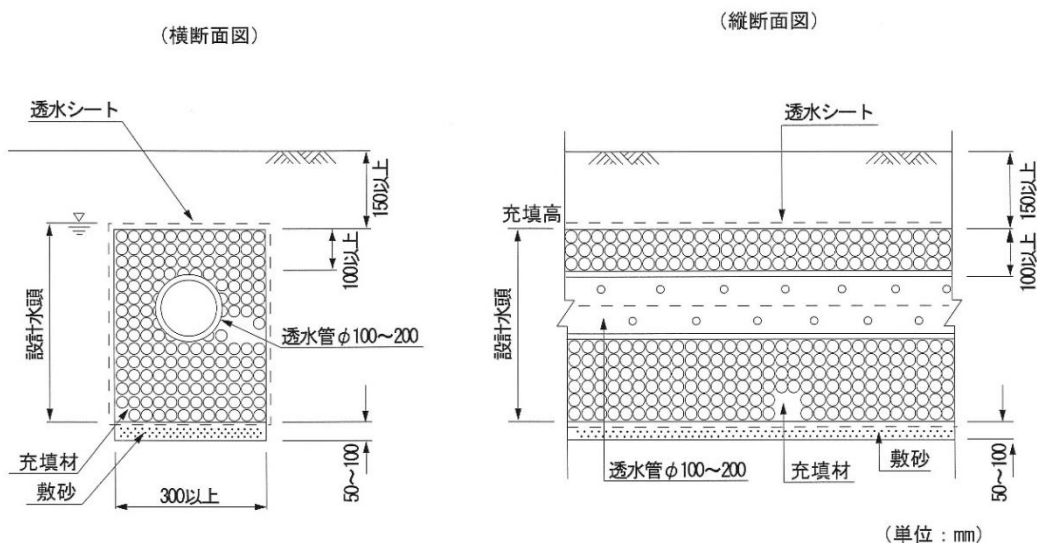


図-2-10 浸透トレンチの標準構造図

(4) 浸透側溝の構造

浸透側溝は側溝、充填碎石、敷砂、透水シートから構成されます。浸透側溝は浸透機能の他、集水機能と通水機能を有し、水理的に浸透トレンチと類似しています。浸透側溝は道路、公園、グランド、駐車場等で浸透マスと組み合わせて用いられますが、土砂、ゴミ等の流入による機能低下を起こす場合が多いので、設置場所に応じて適切な維持管理が必要になります。浸透側溝は地表面の勾配に合わせて設置しますので、急勾配の場合には浸透機能を確保することが困難となります。

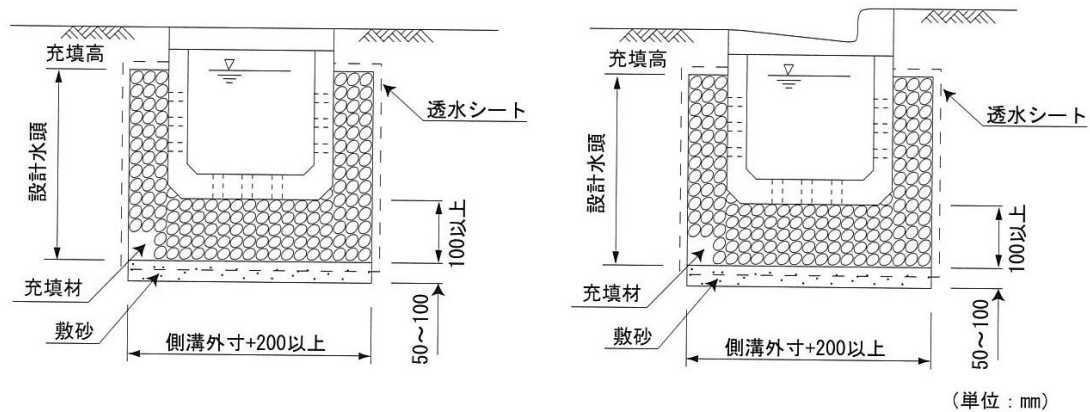


図-2-11 浸透側溝の標準構造図

(5) 空隙貯留浸透施設の構造

空隙貯留浸透施設は集水（泥ため）マス、流入管、オーバーフロー管、充填材、敷砂及び透水シートより構成されます。空隙貯留浸透施設は貯留機能と浸透機能を持たせたもので、形状や寸法を自由に選定でき、上部を道路、駐車場、緑地、スポーツ施設等として利用できます。また、施設内に別途貯留槽を設け、雨水の有効利用を図ることもできます。流入土砂による空隙の閉塞や浸透機能の低下を防止するため、対象雨水を比較的清浄な屋根雨水とし、流入前に泥ためマスや目詰まり防止装置の設置が必要になります。充填材料は空隙率が高く、上載荷重や側圧に十分に耐力がある材料を選定します。

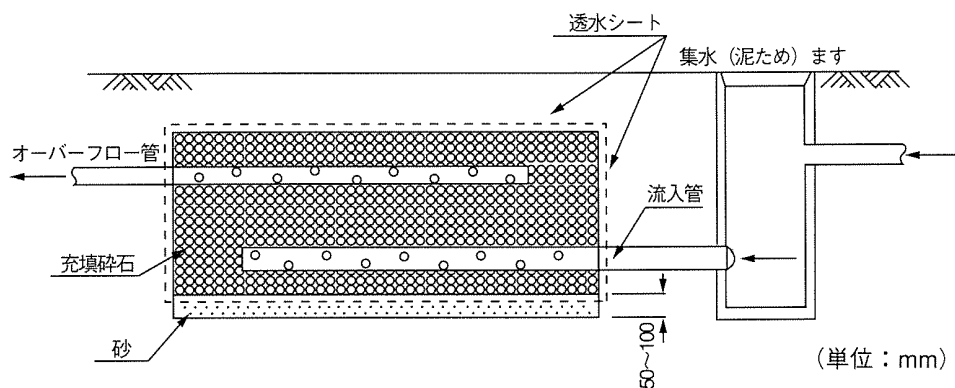


図-2-12 空隙貯留浸透施設の標準構造図

その他の施設の構造は「雨水浸透施設技術指針（案）」構造・施工・維持管理編（社団法人 雨水貯留浸透技術協会）等を参考にしてください。

③ 標識の設置

(標識の設置)

条例第十六条 第三条の許可を受けた者又は第十二条第一項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る対策工事が完了したときは、規則で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等（建築物その他の工作物をいう、以下同じ。）の公衆の見やすい場所に、雨水流出抑制施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

- 一 雨水流出抑制施設の敷地である土地
- 二 建築物等に雨水流出抑制施設が設置されている場合にあつては、当該建築物等又はその敷地である土地

当該雨水流出抑制施設が浸水被害防止のための施設であることを周辺住民に周知し、施設の機能を保全するため、標識を設置していただきます。

(1) 標識の設置位置について

標識の設置位置は原則として雨水流出抑制施設周辺で、敷地の内外から確認できる位置とします。ただし、雨水流出抑制施設の位置により、敷地外からの確認が難しい場合は敷地内から確認できる位置とします。

(2) 標識の記載内容について

設置する標識の記載内容については、以下の項目を明示します。

- ・ 雨水流出増加行為の許可番号
- ・ 貯留施設の容量、浸透施設の浸透効果量、及び構造の概要
- ・ 施設の管理者及びその連絡先
- ・ 雨水流出抑制施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は埼玉県知事への届出を要する旨

(3) 標識の設置方法について

設置する標識は、60cm×40cm の大きさを基本とし、耐久性のあるものとします。設置方法はコンクリート基礎式、プレート式など、強固に固定するものとします。

(標識の例)

60センチメートル	
雨水流出抑制施設	
雨水流出増加行為の許可番号	: ○○○○○○
施設の容量等及び構造の概要	: ○○○○m ³
	オープン式貯留施設
施設の管理者及び連絡先	: (株) ○○○○
	○○○-○○○-○○○○
・この施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第3条の許可に係る工事により設置されたものです。 ・この施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は 埼玉県知事への届出が必要です。	
40 センチ メートル	

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為に関する標識

○ 特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為に該当する場合

雨水貯留浸透施設の設置を伴う工事について、検査の結果当該工事が技術的基準に適合すると認めるときは、許可権者（知事又は市町長）が特定都市河川法第38条に基づき、標識を設置することとなっておりますが、申請者が希望した場合には、知事等に代わり申請者自身が標識の設置を行うことは可能となっております。

そのため、特定都市河川法及び本条例において、同一施設に標識を設置する必要がある場合、双方の基準の範囲内で標識の共有化を図るなど、申請者と許可権者の両方で協議を行うことで、以下の例のとおり標識を作成することをお願いしております。

特定都市河川法と県雨水条例の両方で標識を設置する場合

例1（基本形）

□「県雨水条例」においては、申請者が標識の設置を行う。

（埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第16条）

「特定都市河川法」と「県雨水条例」双方で標識を設置する場合、協議により、申請者が双方の内容を記載した標識を設置する。

約60cm	
雨水貯留浸透施設・雨水流出抑制施設	
名称	〇〇調整池
検査済証番号(特定都市河川浸水被害対策法)	第〇〇号
許可番号(埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例)	第〇〇号
施設の容量及び構造の概要	〇〇〇〇m ³ (〇〇m ³ /s) オープン式貯留施設・浸透樹
許可を要する行為	法第39条第1項各号及び同法施行令第13条の各号に定められたこの施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、〇〇の許可が必要です。 条例第18条の各号及び同条例施行規則第24条の各号に定められたこの施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、〇〇の届出が必要です。
施設の管理者及び連絡先	(株)〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
標識の設置者及び連絡先	〇〇知事(市長) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (〇〇部 〇〇課)
約40cm	

特定都市河川法で表示することが定められた内容

例2 申請者が例1（基本形）を希望しない場合

- 「特定都市河川法」と「県雨水条例」双方に該当する場合で申請者が希望しない場合。
- 「県雨水条例」で申請者が設置した標識の一部に、県がシール形式の特定都市河川法の標識を張る。

雨水流出抑制施設

雨水流出増加行為の許可番号 : ○○○○○○

施設の容量及び構造の概要 : ○○○○m³(○○m³/s)

オープン式貯留施設・浸透樹

施設の管理者及び連絡先 : (株)○○○○

○○○-○○○-○○○○

・この施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第3条の許可に係る工事により設置されたものです。

・この施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、埼玉県知事への届出が必要です。

雨水貯留浸透施設

名称 : ○○調整池

検査済証番号 : 第○○号

施設の容量及び構造の概要 : ○○○○m³(○○m³/s)

オープン式貯留施設・浸透樹

許可を要する行為 : 法第39条第1項各号及び同法施行令第13条の各号に定められたこの施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、○○の許可が必要です。

施設の管理者及び連絡先 : (株)○○○○ ○○○-○○○-○○○○

標識の設置者及び連絡先 : ○○知事(市長) ○○○-○○○-○○○○(○○部 ○○課)

雨水貯留浸透施設

名称 : ○○調整池

検査済証番号 : 第○○号

施設の容量及び構造の概要 : ○○○○m³(○○m³/s)

オープン式貯留施設・浸透樹

許可を要する行為 : 法第39条第1項各号及び同法施行令第13条の各号に定められたこの施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、○○の許可が必要です。

施設の管理者及び連絡先 : (株)○○○○ ○○○-○○○-○○○○

標識の設置者及び連絡先 : ○○知事(市長) ○○○-○○○-○○○○(○○部 ○○課)

申請者が標識を作成する際に、赤枠部分のスペースをあらかじめ空けておく。その後、法第30条の許可者(県)が法第38に関する標識としてシールを添付する。

④ 安全対策

- ・ 貯留水深が深い場合は、避難用として法面に階段等の通路を設置します。また、転落事故のおそれがある場合には、転落防止施設（柵）を設け、事故防止を図ります。
- ・ 夜間の貯留に対する安全性に配慮し、必要に応じて照明設備などを設けます。
- ・ 雨水流出抑制施設を公園や駐車場などに多目的利用する場合には、利用者の立場にたち、安全面に十分配慮した構造や管理とする必要があります。

貯留できる水深の目安（参考：『増補流域貯留施設等技術指針（案）』（社）日本河川協会）

① 駐車場貯留：10cm（※乗用車のブレーキドラムに水がつからない深さ）

② 公園貯留：児童公園 20cm

③ 学校貯留：30cm

- ・ 浸透施設の蓋のずれや安全施設の破損等により、思わぬ事故が発生する恐れがありますので、日頃から点検が必要です。
- ・ 出水時には、施設の状況を確認し、利用者を避難させるなどの対応が必要です。

2-3 放流の方法

① 放流施設的设计

(1) 放流先と放流量

雨水の放流先、放流量については、次の事項に配慮する必要があります。

- 1) 放流量を安全に流下することができる放流先を選定します。
- 2) 放流量は放流先の河川、水路等の管理者と協議を行い、その結果に基づいた許容放流量とします。ただし、開発区域 1ha 当たり $0.05\text{m}^3/\text{s}$ を上限とします。

雨水流出抑制施設からの放流量（ Q' ）（単位： m^3/s ）

$$Q' = A \times V_c \quad (V_c \leq 0.05)$$

この式において、 A 、 V_c は、それぞれ次の数値を表します。

A 宅地等以外の土地で行う雨水流出増加行為をする土地の面積（単位：ha）

あるいは湛水想定区域である土地に盛土をする土地の面積（単位：ha）

V_c 放流先水路等の許容比流量（単位： $\text{m}^3/\text{s}/\text{ha}$ ）

(2) 放流断面（オリフィス）の算定

放流断面の算定に関しては、放流量の算定式（オリフィスの式）より断面積を算定します。

$$Q' = a \cdot C \cdot \sqrt{2gh} \text{ より}$$

$$a = \frac{Q'}{C \cdot \sqrt{2gh}}$$

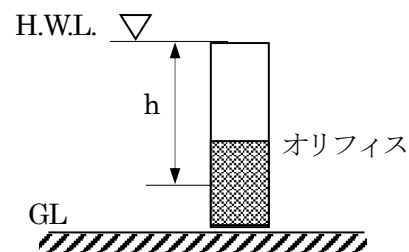
a : 放流断面積（単位： m^2 ）

C : 流量係数 0.6

Q' : 放流量（単位： m^3/s ）

g : 重力加速度 9.8（単位： m/s^2 ）

h : H.W.L.からのオリフィス中心までの水深（m）



(3) 自然排水できない場合

自然排水ができない場合は、ポンプによる排水も可能です。ただし、ポンプ排水量は許容放流量以下とします。

- * ポンプ排水を行う場合には、事前に体制を整え、洪水時に操作遅れの生じないようにしておく必要があります。

② 放流施設の構造

放流施設の構造は、許容放流量を安全に放流できる断面を持ち、土砂、塵芥等が流出せず、放流管が閉塞しないものとします。そのため、放流施設には土砂だめ、塵除けスクリーン等を設置し、オリフィス径は5cm以上とします。また、出水時に操作を必要とするゲート、バルブ等の装置は、原則設けないこととします。

2-4 雨水流出抑制施設の必要対策量の計算例

【例1】以下の計画で、雨水流出抑制施設の容量等を計算します。

計画概要 地域：県南ブロック、計画内容：〇〇団地造成工事、
計画区域面積：2.0 ha、従前宅地等面積：0.9 ha
地域別調整容量：貯留： $V_a=950 \text{ m}^3/\text{ha}$ 浸透： $V_b=0.4309 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$ 、
湛水想定区域：なし、許容比流量： $V_c=0.04 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$

貯留施設による対策の場合

(1) 必要対策量の算定

雨水流出抑制施設の必要対策量は次の式より算定します。

雨水流出抑制施設の容量 (V) (単位： m^3)

$$V \geq A \times V_a - (Q \div V_b) \times V_a$$

この式において、A、Q、 V_a 、 V_b は、それぞれ次の数値を表します。

A 宅地等以外の土地で行う雨水流出増加行為をする土地の面積 (単位：ha)

Q 雨水浸透施設等の浸透効果量 (単位： m^3/s)

(※湛水想定区域での浸透効果量については、 $0 \text{ m}^3/\text{s}$ とします。)

V_a 貯留施設の地域別調整容量 V_a (単位： m^3/ha)

V_b 浸透施設の地域別調整容量 V_b (単位： $\text{m}^3/\text{s}/\text{ha}$)

Aを算定します。(表-2-1 参照)

$$A = (\text{計画区域面積}) - (\text{従前宅地等面積}) = 2.0 - 0.9 = 1.1 \text{ ha}$$

$$\therefore V \geq A \times V_a - (Q \div V_b) \times V_a$$

$$= 1.1 \times 950 - 0 = 1,045 \text{ m}^3$$

よって、 $1,045 \text{ m}^3$ 以上の容量の貯留施設による対策工事を計画します。

(2) 貯留施設の容量の算定

貯留施設面積 $A'=400 \text{ m}^2$ 、水深 $H=2.5 \text{ m}$ と計画してみます。

$$V' = A' \times H = 400 \times 2.5 = 1,000 \text{ m}^3 \quad (< 1,045 \text{ m}^3 : \text{NG})$$

この対策工事の計画では必要対策量を満足しないため、施設規模を再検討します。

次に、貯留施設面積 $A'=420 \text{ m}^2$ 、水深 $H=2.5 \text{ m}$ と計画した場合

$$V' = A' \times H = 420 \times 2.5 = 1,050 \text{ m}^3 \quad (\geq 1,045 \text{ m}^3 : \text{OK})$$

よって、貯留施設面積 $A'=420 \text{ m}^2$ 、水深 $H=2.5 \text{ m}$ の貯留施設による対策工事を計画します。

(3) 放流断面の算定

【計算手順】

① 許容放流量 Q_1 を算出する。

- ② オリフィス径 D を仮定する。
- ③ 仮定した D 、許容放流量 Q_1 をもとにオリフィス断面積 a を算出する。
- ④ 断面積が a となるオリフィス径 D' を算出
- ⑤ $D < D'$ であれば、放流量が許容放流量以下となるため OK となります。 $D > D'$ の場合は再度 D を仮定して、② ～ ⑤ を繰り返します。

【計算例】

- ① 許容放流量を計算します。

$$Q_1 = A \times V_c = 1.1 \times 0.04 = 0.044 \text{ m}^3/\text{s}$$

- ② まず $D = 15 \text{ cm}$ と仮定して計算します。

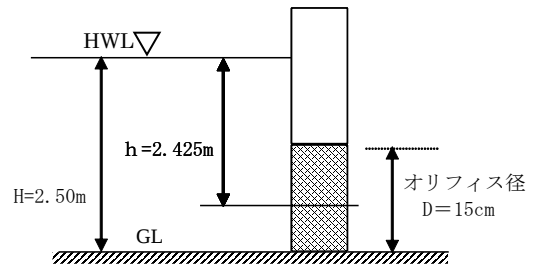
$$\begin{aligned} \text{③ } a &= Q_1 \div (C\sqrt{2gh}) \\ &= 0.044 \text{ m}^3/\text{s} \div (0.6\sqrt{2 \times 9.8 \times 2.425}) \\ &= 0.01064 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

ここに、 a : 放流断面積 (m^2)

C : 流量係数 0.6

g : 重力加速度 9.8 (m/s^2)

h : HWL からオリフィス中心までの水深 (m)



$$\text{④ } a = \pi D'^2 / 4 \quad \therefore D' = \sqrt{4 \times a / \pi} \approx 0.116 \text{ m} \text{ (円形オリフィスの場合)}$$

- ⑤ $D > D'$ であるので、オリフィスの直径 15cm では不適となります。

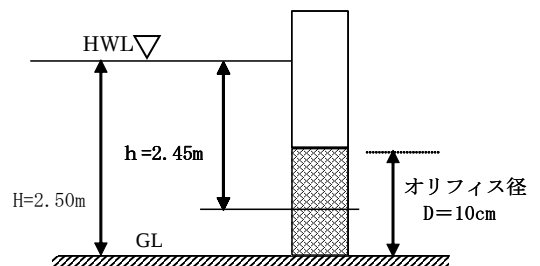
(繰返し計算)

- ② 再度、 $D = 10 \text{ cm}$ と仮定して計算します。

$$\begin{aligned} \text{③ } a &= Q_1 \div (C\sqrt{2gh}) \\ &= 0.044 \text{ m}^3/\text{s} \div (0.6\sqrt{2 \times 9.8 \times 2.45}) \\ &= 0.01063 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{④ } a &= \pi D'^2 / 4 \\ \therefore D' &= \sqrt{4 \times a / \pi} \approx 0.116 \text{ m} \text{ (円形オリフィスの場合)} \end{aligned}$$

- ⑥ $D < D'$ であるので、オリフィスの直径を 10cm と決定します。



(4) 放流量の算定

決定したオリフィス径を基に実際の放流量 Q' を計算します。

$$\begin{aligned} Q' &= a \cdot C \cdot \sqrt{2gh} \\ &= 3.14 \times (0.1)^2 / 4 \times 0.6 \sqrt{2 \times 9.8 \times 2.45} \\ &= 0.033 \text{ m}^3/\text{s} \end{aligned}$$

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の貯留施設対策量

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の貯留施設対策量については、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第5章のP5-1～P5-30を確認してください。

浸透施設と貯留施設による対策の場合

(1) 浸透施設の効果量の算定

この計算では、側面及び底面より浸透し、施設幅 $W=1.5\text{m}$ 、設計水頭 $H=1.0\text{m}$ である浸透トレンチを 200m 設置する計画とします。

事前に現地浸透試験または埼玉県浸透能力マップより、飽和透水係数を得ます。(この計算では、飽和透水係数を 0.0045 (cm/s) としています。)

①浸透施設の比浸透量 (K) を算定

側面及び底面で浸透する浸透トレンチ($W=1.5\text{m}$ 、 $H=1.0\text{m}$)の比浸透量を次の式より算定します。(表-2-2(a) 参照) (→P.5)

$$K = aH + b = 3.093 \times H + (1.34 \times W + 0.677) \\ = 3.093 \times 1.0 + (1.34 \times 1.5 + 0.677) = 5.780 \text{ m}^2$$

a 、 b : 係数、 H : 設計水頭(m)、 W : 施設幅 (m)

②浸透施設の効果量 (Q) を算定

飽和透水係数(f)を(m/hr)に変換します。

$$f = 0.0045 \text{ (cm/s)} = 0.0045 \times 3600 / 100 \text{ (m/hr)} = 0.162 \text{ m/hr}$$

浸透施設の効果量 (Q) を次の式より算定します。

$$Q = 1/3600 \times K \text{ (m}^2\text{)} \times f \text{ (m/hr)} \times L \text{ (m)} = 1/3600 \times 5.780 \times 0.162 \times 200 \\ = 0.052 \text{ m}^3/\text{s}$$

(2) 貯留施設の貯留量の算定

雨水流出抑制施設の必要対策量は次の式より算定します。

雨水流出抑制施設の容量 (V) (単位 : m^3)

$$V \geq A \times V_a - (Q \div V_b) \times V_a$$

$$A = (\text{計画区域面積}) - (\text{従前宅地等面積}) = 2.0 - 0.9 = 1.1 \text{ ha}$$

$$\therefore V \geq A \times V_a - (Q \div V_b) \times V_a \\ = 1.1 \times 950 - (0.052 \div 0.4309) \times 950 = 930.4 \text{ m}^3$$

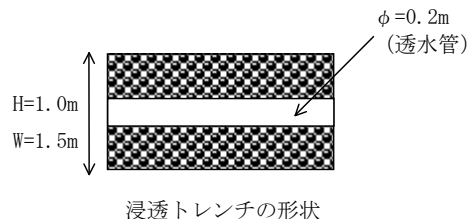
よって、 930.4 m^3 以上の貯留施設を計画します。

①浸透施設の空隙貯留 (v) の算定

透水管の径を 20cm として透水管及び充填材の空隙(充填材を単粒度碎石(空隙率 40%)と仮定します。)の貯留量を算定します。

空隙での貯留量 (v)

$$v = \text{透水管の空隙 (V1)} + \text{充填材の空隙 (V2)} \\ = 3.14 \times 0.1^2 \times 200 \\ + (1.0 \times 1.5 - 3.14 \times 0.1^2) \times 200 \times 0.4 = 123.8 \text{ m}^3$$



②貯留施設の容量の算定

貯留施設の必要対策量 ($V : 930.4 \text{ m}^3$) から空隙での貯留量 ($v : 123.8 \text{ m}^3$) を引いた値 ($V - v = 930.4 - 123.8 = 806.6 \text{ m}^3$) を満たす貯留施設を計画します。

貯留施設面積 $A'=450 \text{ m}^2$ 、水深 $H=1.8\text{m}$ と計画する場合

$$V' = A' \times H = 450 \times 1.8 = 810 \text{ m}^3 (\geq 806.6 \text{ m}^3 : \text{OK})$$

上記 (1)、(2)の対策工事の計画で必要対策量を満足します。

【例2】 湛水想定区域内の土地に盛土をする場合の雨水流出抑制施設の容量を計算します。

計画概要 湛水想定区域が3ブロックに分かれた地区において盛土を行うとします。
各ブロックの湛水深、最大盛土厚さは次のとおりとします。
ブロック1 (盛土面積0.2ヘクタール)、湛水深0～0.25m、最大盛土厚さ1.0m
ブロック2 (盛土面積0.4ヘクタール)、湛水深0.25～0.5m、最大盛土厚さ1.25m
ブロック3 (盛土面積0.5ヘクタール)、湛水深0.5～0.75m、最大盛土厚さ1.5m

(1) 盛土行為に対する必要対策量の算定

盛土行為に対する必要対策量は次の式より算定します。

雨水流出抑制施設の容量 (盛土による必要対策量) (V) (単位: m³)

$$V \geq A \times 10,000 \times h$$

この式において、A、hは、それぞれ次の数値を表します。

A 湛水想定区域である土地に盛土をする土地の面積 (単位: ha)

h 盛土行為をする土地における湛水した場合に想定される平均水深、または最大盛土厚のどちらか小さい方の値 (単位: m)

ブロックごとに平均湛水深、最大盛土厚さを比較し、その小さい方の値hを算定します。

ブロック別のhの算定

ブロック	盛土面積 (ha)	平均湛水深 (m)	最大盛土厚さ (m)	湛水深、最大盛土厚さのどちらか小さい値h (m)
1	0.2	0.125	1.0	0.125
2	0.4	0.375	1.25	0.375
3	0.5	0.625	1.5	0.625

$$\begin{aligned}
 V &\geq (\text{ブロック1の盛土面積}(A1) \times \text{ブロック1の}h1) + (\text{ブロック2の盛土面積}(A2) \times \text{ブロック2の}h2) + \dots \\
 &= 0.2 \times 10,000 \times 0.125 + 0.4 \times 10,000 \times 0.375 + 0.5 \times 10,000 \times 0.625 \\
 &= 4,875 \text{ (m}^3\text{)}
 \end{aligned}$$

(2) 雨水流出抑制施設の容量の算定

貯留施設面積A'=1,220m²、水深H=4.0mと計画する場合

$$V' = A' \times H = 1,220 \times 4.0 = 4,880 \text{ m}^3 \quad (\geq 4,875 \text{ m}^3 : \text{OK})$$

この対策工事の計画で必要対策量を満足します。

注) 湛水想定区域では、浸透施設による効果量は、見込めません。

※ **雨水流出抑制施設の必要対策量は**

(雨水流出増加行為に対する必要対策量) + (湛水想定区域での盛土行為に対する必要対策量)
となります。

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の貯留・浸透施設対策量

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の貯留・浸透施設対策量については、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第6章P6-42～P6-60を確認してください。

3-1 許可申請（協議）及び届出に必要な書類

雨水流出増加行為の許可申請（協議）及び盛土行為の届出には、以下の書類が必要となります。

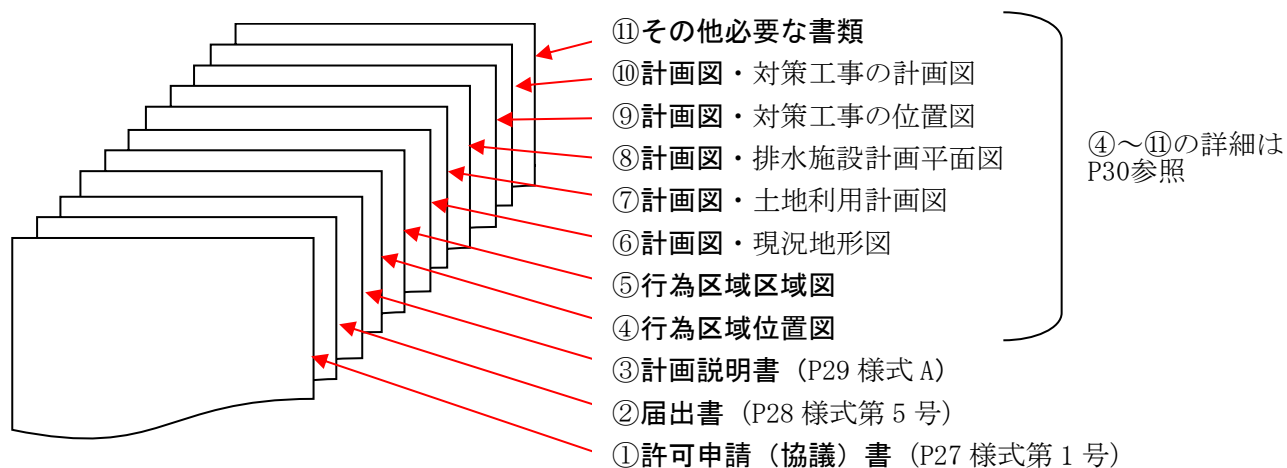


図-3-1 許可申請（協議）書及び届出書の必要書類と綴じ方

雨水流出増加行為許可申請（協議）書（様式第 1 号）、盛土行為届出書（様式第 5 号）は様式に従って、必要事項を記入してください。また、行為区域位置図、行為区域区域図（A4 版を標準とします）計画説明書（様式 A）、計画図（図面は A3 版を標準とします）等の必要書類を添付して正本・副本の 2 部提出します（副本については写しで構いません）。申請と届出を同時に行う場合は、計画説明書、計画図等は兼ねることができます。

① 許可申請（協議）書及び盛土行為届出書

雨水流出増加行為許可申請（協議）書（様式第 1 号）、盛土行為届出書（様式第 5 号）は以下の様式となります。雨水流出増加行為、盛土行為の概要、対策工事の概要など、必要事項を記載します。各様式は河川砂防課ホームページからダウンロードできます。

雨水流出増加行為許可申請書記載例

様式第1号（第1条関係）

雨水流出増加行為許可申請書 協 議		
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第3条の規定により、雨水流出増加行為について許可を申請します。		
協 議	令和7年 10月 1日	
埼玉県知事	〇〇 〇〇様	
住所	埼玉県川口市〇〇27	
氏名	〇〇建設㈱ 代表取締役 埼玉 一郎	
雨水流出増加行為等の概要	1 雨水流出増加行為をする土地の区域に含まれる地域の名称	埼玉県 川口市△町 35 他 10 筆
	2 雨水流出増加行為をする土地の区域の面積	2.00 ヘクタール
	3 雨水流出増加行為に関する工事の計画の概要	△△団地造成（計画の詳細は、別添の計画説明書及び計画図による。）
	4 対策工事の計画の概要	雨水貯留施設により対策工事を行う（計画の詳細は、別添の計画説明書及び計画図による。）
	5 雨水流出増加行為に関する工事の着手予定日	令和7年 11月 1日
	6 雨水流出増加行為に関する工事の完了予定日	令和8年 12月 1日
	7 対策工事の着手予定日	令和8年 2月 1日
	8 対策工事の完了予定日	令和8年 4月 1日
	9 その他必要な事項	都市計画法による許可手続き中
※受付番号 年 月 日 第 号		
※許可に付した条件		
※許可番号 年 月 日 第 号		

備考 1 〔許可申請〕〔第3条〕〔許可を申請〕については、該当するものを○で囲むこと。
〔協議〕〔第6条〕〔協議〕

2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 許可申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

4 雨水流出増加行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別添の計画説明書及び計画図による。）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を添付すること。

5 「その他必要な事項」の欄には、雨水流出増加行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

6 ※印のある欄は、記載しないこと。

盛土行為届出書記載例

様式第5号（第15条関係）

盛土行為届出書		
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第12条第1項の規定により、盛土行為について届け出ます。		
窓口に提出する年月日	令和7年 10月 1日 埼玉県知事 ○○ ○○様 住所 埼玉県川口市○○27 氏名 ○○建設㈱ 代表取締役 埼玉 一郎	
盛土行為等の概要	1 盛土行為の区域に含まれる地域の名称	埼玉県 川口市△町 35 他 10 筆
	2 盛土行為の面積	1.10 ヘクタール
	3 盛土行為の区域の平均湛水想定水深	0.44 メートル
	4 盛土行為に関する工事の計画の概要	△△団地造成（計画の詳細は、別添の計画説明書及び計画図による。）
	5 対策工事の計画の概要	雨水貯留施設により対策工事を行う（計画の詳細は別添の計画説明書及び計画図による。）
	6 盛土行為に関する工事の着手予定日	令和7年 11月 1日
	7 盛土行為に関する工事の完了予定日	令和8年 12月 1日
	8 対策工事の着手予定日	令和8年 2月 1日
	9 対策工事の完了予定日	令和8年 4月 1日
※受付番号 年 月 日 第 号		

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 盛土行為の区域の平均湛水想定水深については、算定方法を記載した平均湛水想定水深算定書を添付すること。
- 4 盛土行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別添の計画説明書及び計画図による。）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を添付すること。
- 5 ※印のある欄は、記載しないこと。

平均湛水想定水深算定書

- 盛土区域に対して、同じ湛水深の地域を1ブロックとして区域を分割します。
 - 盛土のブロックごとに湛水深、最大盛土厚さを比較し、その小さい値を用いて全体の平均水深を算定します。
- 平均水深＝ブロック1の盛土面積×ブロック1の湛水深、最大盛土厚さの小さい値+ ----- / 全盛土面積

$$= (0.2 \times 0.125 + 0.4 \times 0.375 + 0.5 \times 0.625) / 1.1 = 0.443 \text{ m}$$
$$\approx 0.44 \text{ m}$$

湛水深、最大盛土厚さの算定

ブロック	盛土面積 (ha)	平均湛水深 (m)	最大盛土厚さ (m)	湛水深、最大盛土厚さの どちらか小さい値 h (m)
1	0.2	0.125	1.0	0.125
2	0.4	0.375	1.25	0.375
3	0.5	0.625	1.5	0.625

② 計画説明書

工事の計画の方針、必要対策容量、施設の効果量、放流量等の対策工事の計画を検討し、計画説明書を作成します。計画説明書の様式は河川砂防課ホームページよりダウンロードできます。

計画説明書記載例

様式 A（規則第 4 条、第 15 条関係）

計 画 説 明 書

開 発 の 概 要	申請者	埼玉県川口市〇〇27 〇〇建設㈱ 代表取締役 埼玉 一郎 電話 048-〇〇〇-△△△△										
	設計者	埼玉県さいたま市〇〇57 〇〇建設㈱ 代表取締役 武南 二郎 電話 048-〇〇〇-△△△△										
	工事施工者	埼玉県さいたま市〇〇57 〇〇建設㈱ 代表取締役 武南 二郎 電話 048-〇〇〇-△△△△										
	施設管理者	埼玉県川口市〇〇27 〇〇建設㈱ 代表取締役 埼玉 一郎 電話 048-〇〇〇-△△△△										
	雨水流出増加行為（盛土行為） をする土地の区域に含まれる地 域の名称	埼玉県 川口市△町 35 他 10 筆										
	雨水流出増加行為（盛土行為） に関する工事の計画の概要	△△団地造成										
	対策工事の計画の概要	貯留施設により対策工事を行う										
	地域別調整容量	貯留調整容量 Va (m ³ /ha)	700	950	1100	浸透調整容量 Vb (m ³ /s/ha)	0.4704	0.4309	0.2963			
雨水流出増加量	計画区域の 面積 (m ²)	20,000	行為前 宅地等面積 (m ²)	9,000	行為後 生産緑地面積 (m ²)	0	行為後 森林面積 (m ²)	0	流出抑制 対象面積 (m ²)	11,000	雨水流出 増加量 (m ³)	1,045
	盛土行為に対する必要対策量	盛土面積 (m ²)	11,000	平均湛水深 (m)	0.44	最大盛土厚さ (m)	1.00	盛土行為に対する必要 対策量 (m ³)	4840			
流 出 抑 制 施 設	貯留施設の構造	鉄筋コンクリート造り										
	貯留施設の貯留量	1,050 m ³						貯留施設面積	420 m ²			
	一次放流先の概要	管理者	〇〇市 下水道課						貯留施設水深	(平均) 2.5 m (最深) m (最浅) m		
		名称	〇〇下水路									
	流末河川	一級河川 〇〇川										
	貯留施設多目的利用	有・無 有の場合 ()										
	排水方法	自然流下・ポンプ・浸透処理						放流量の 調整方法	オリフィス ポンプの能力による			
		許容比流量	0.04 m ³ /s/ha									
		許容放流量	0.044 m ³ /s									
		放流量	0.033 m ³ /s									
浸 透 型	雨水浸透施設効果量	m ³ /s						飽和透水 係数	m/hr			
	浸透施設空隙貯留量	m ³										
	浸透施設の諸元	浸透トレンチ (L= m、W= m、H= m) 浸透側溝 (L= m、W= m、H= m) 浸透池 m ² (H= m) 円筒ます 基 (H= m、D= m) 正方形ます 基 (H= m、W= m) 矩形ます 基 (H= m、L= m、W= m)										

③ 添付図書

現況地形図、土地利用計画図、対策工事の計画図等以下の図面を作成します。

添付図書の種類

① 行為区域位置図

縮尺 1/50,000 以上の地図に行為区域位置を記入します。

② 行為区域区域図

縮尺 1/2,500 以上の地図に行為区域の区域、都道府県界、市町村界、町名を表示します。

③ 現況地形図

縮尺 1/2,500 以上の地形図に地形、開発区域の（盛土行為の場合：盛土行為をする土地の）境界、土地利用形態、並びに当該土地利用形態ごとの面積を表示します。等高線は2メートルの標高差を表す地形図としてください。

④ 土地利用計画図

縮尺 1/2,500 以上の地形図に開発区域の（盛土行為の場合：盛土行為をする土地の）境界、土地利用形態、並びに当該土地利用形態ごとの面積を表示します。

⑤ 排水施設計画平面図

縮尺 1/2,500 以上とし、排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称を記載します。

⑥ 対策工事の位置図

縮尺 1/2,500 以上とし、対策工事の計画位置、または計画区域及び集水区域を記載します。また、標識の設置位置も明記します。

⑦ 対策工事の計画図

縮尺 1/2,500 以上の平面図、縦断面図及び横断面図により雨水流出抑制施設の形状を示します。また、流入口及び放流口の構造を含む縮尺 1/500 以上の雨水流出抑制施設の構造の詳細図を添付します。

⑧ その他の資料

上記の図面以外に、指定されている雨水流出抑制施設の容量以上の対策容量が計画されていることを証明する以下の書類を添付する必要があります。

- ・ 計算書（必要対策容量、施設の効果量、放流量等）
- ・ 放流量協議簿
- ・ 維持管理計画書
- ・ 地下水位の状況図
- ・ 造成計画断面図（湛水想定区域での行為の場合）
- ・ 二次製品のカatalog
- ・ 現況写真（宅地等控除面積がある場合）
- ・ 現地浸透試験結果
- ・ ポンプ仕様書
- ・ 標識のレイアウト図
- ・ 委任状

【盛土行為の届出の場合には、上記に加えて以下の書類も必要となります】

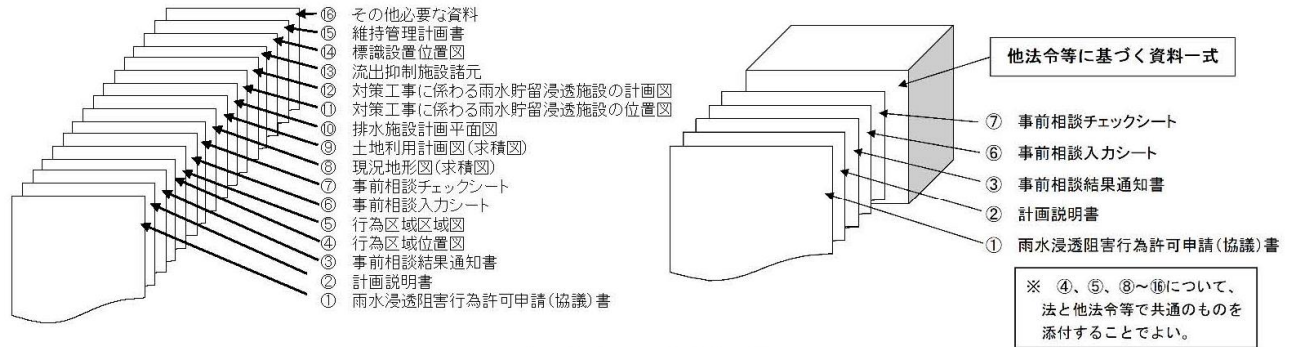
- ・ 平均湛水想定水深算定書
- ・ 湛水想定区域図（湛水想定図に盛土行為区域の境界を示したもの）

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類については、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第4章のP4-1、P4-7、P4-8、P4-17を確認してください。

他法令等の技術的基準を適用しない場合（法の技術的基準を適用する場合）

他法令等の技術的基準を適用した施設計画で手続きを進める場合



許可申請に必要な書類一覧

書類種類	名 称	備 考
①	別記様式第二 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	
②	様式-1 雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	
③	事前相談結果通知書	許可権者からの通知を複写
④	図面-1 行為区域位置図	縮尺1/50,000以上 地形図 ※1
⑤	図面-2 行為区域区域図	縮尺1/2,500以上 現況地形図 ※2
⑥	事前相談入力シート	現況土地利用区分面積集計表（行為前）・計画土地利用区分面積集計表（行為後） 行為前後の土地利用区分の面積集計表 『雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート』から出力 ※3
⑦	事前相談チェックシート	法第30条と他法令等との対策の比較表 『雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート』から出力 ※4
⑧	図面-3 現況地形図：現況平面図（行為前）	縮尺1/2,500以上、土地利用形態ごとのエリア分け ※5
⑨	図面-4 "：現況土地利用求積図（行為前）	土地利用形態ごとのエリア別面積表示 ※6
⑩	図面-5 土地利用計画図：土地利用計画図（行為後）	縮尺1/2,500以上、土地利用形態ごとのエリア分け ※7
⑪	図面-6 "：土地利用計画求積図（行為後）	土地利用形態ごとのエリア別面積表示 ※8
⑫	図面-7 排水施設計画平面図	縮尺1/2,500以上 排水施設の位置、排水系統、吐口の位置および放流先の名称
⑬	図面-8 対策工事に係る雨水貯留浸透施設の位置図	縮尺1/2,500以上 対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域
⑭	図面-9 対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図	雨水貯留浸透施設の形状（1/2500） →平面図、縦断面図、横断面図により示す 雨水貯留浸透施設の構造の詳細図（1/500） →流入口、放流口の構造を示す
⑮	資料-1 流出抑制施設諸元	事前相談結果の対策量及び放流量に適合することを示す資料 →対策施設・放流量計算書、比浸透量計算書、流量ハイドログラフなど
⑯	図面-10 標識関係資料	許可権者と協議により作成
⑰	資料-2 維持管理計画書	
⑱	その他資料-1 土地の登記事項を示す書類	全部事項証明書の写し、その他土地利用区分を証明する書類 ※9
⑲	その他資料-2 公図の写し	※10
⑲	その他資料-3 現況土地利用を説明する資料	現況写真、過去の航空写真、課税状況、農業委員会意見など（写真撮影位置図添付） →特に既存宅地控除がある場合は必須 ※11
⑲	その他資料-4 事業概要説明書、事業概要図	
⑲	その他資料-5 工事工程表	
⑲	その他資料-6 その他対策工事の計画を説明する資料	放流量協議簿、二次製品カタログ、地下水位の状況、現地浸透試験結果（対策工事に浸透施設を含む場合）、ポンプ仕様（ポンプを使用する場合）
⑲	その他資料-〇 その他必要な資料	委任状等

（※番号）は、同一書類 → 本申請時には事前相談で提出した資料の複写を添付してください

3-2 提出書類の確認

申請（協議）及び届出前に、提出する書類の内容を以下のチェックリストに従い、確認をしてください。

内容確認チェックリスト

確認内容	チェックポイント	確認欄
雨水流出増加行為許可申請（協議）書（届出書の内容を含む）		
第3条の場合は許可申請、第6条の場合は協議と正しく示されているか	正しく識別されていることを確認する	
申請日（日付）が記入されているか	申請日を確認する	
申請者の住所、氏名、押印がなされているか	住所、氏名が記入され、押印がなされているかを確認する	
雨水流出増加行為（盛土行為）をする土地の区域に含まれる地域の名称が正しく記入されているか	行為区域位置図、対策工事の位置図と照合し、確認する	
雨水流出増加行為（盛土行為）をする土地の区域の面積が正しく記入されているか	プランメーター等で添付図の面積を計り確認する	
盛土行為の区域の平均湛水想定水深が正しく記入されているか	平均湛水想定水深算定書をもとに計算が正しくなされていることを確認する	
雨水流出増加行為（盛土行為）に関する工事の計画の概要が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する	
対策工事の計画の概要	対策工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する	
工事の着手、完了予定日が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であることを確認する	
行為区域位置図		
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線が基準に合った図面であるか確認する	
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	行為区域の位置が記載された地形図であるかを確認する	
行為区域区域図		
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線が基準に合った図面であるか確認する	
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	行為区域の境界、都道府県界、市町村界、町名が明記されているか確認する	
計画説明書		
申請者、設計者、工事施工者、施設管理者の住所、氏名が記入されているか	住所、氏名が記入されているかを確認する	
雨水流出増加行為（盛土行為）をする土地の区域に含まれる地域の名称が正しく記入されているか	行為区域位置図、対策工事の位置図と照合し、確認する。	
雨水流出増加行為（盛土行為）に関する工事の計画の概要が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する	
対策工事の計画の概要が正しく記入されているか	対策工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する	
雨水流出増加量が正しく評価されているか	面積、地域別調整容量より雨水流出増加量が正しく評価されていることを確認する	
盛土行為に対する必要対策量が正しく評価されているか	盛土面積、平均湛水深、最大盛土厚さからみて盛土行為に対する必要対策量が正しく評価されていることを確認する	
流出抑制施設（貯留型、浸透型）の諸元が正しく記入されているか	添付資料の必要対策容量、施設の効果量計算書により諸元を確認する	
その他の項目が正しく記入されているか	計画図の内容と照合し、確認する	

確認内容	チェックポイント	確認欄
現況地形図		
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線が基準に合った図面であるか確認する	
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	現況土地利用の色分け、写真の撮影方向が明記されているか確認する	
記載されている面積表が正しく記入されているか	現況土地利用図と土地利用面積が整合が取れているか確認する	
添付されている現況写真等と現況土地利用状況は整合が取れているか	現況土地利用図と現況写真等の内容が整合がとれていることを確認する	
土地利用計画図		
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線が基準に合った図面であるか確認する	
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	計画土地利用の色分けがなされているか確認する	
記載されている面積表が正しく記入されているか	計画土地利用図と土地利用面積が整合が取れているか確認する	
排水施設計画平面図		
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線が基準に合った図面であるか確認する	
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置、放流先の名称が記載されているか確認する	
対策工事の位置図		
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線が基準に合った図面であるか確認する	
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	対策工事の計画位置、計画区域、集水区域、標識の設置位置が記載されているか確認する	
対策工事の計画図		
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線が基準に合った図面であるか確認する	
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	雨水流出抑制施設の平面図、縦横断面図が記載されているか、流入口、放流口を含む構造図が記載されているか確認する	
計算書		
必要対策量が正しく評価されているか	雨水流出増加量、盛土行為に対する必要対策量は本手引きに則って正しく検討されているか確認する	
施設の効果量が正しく評価されているか	調整池の容量、浸透施設の効果量は本手引きに則って正しく検討されているか確認する	
放流量協議簿		
放流先水路の管理者との放流量協議がされているか	放流先管理者、許容放流量が計画説明書等の記載内容と相違ないか確認する	
維持管理計画書		
適切な維持管理計画がなされているか	具体的な点検内容、点検実施時期等が記載されているか確認する	
地下水位の状況図		
雨水流出抑制施設が地下水位より上に設置される計画となっているか	対策工事の計画図と比較し、施設の底面が地下水位より上（浸透施設の場合は50cm以上）であることを確認する	
その他の資料		
その他の必要資料が添付されているか	現況写真、現地浸透試験結果等の資料が必要に応じて添付されているか確認する	

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の許可申請書類の確認

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の許可申請書類の確認について、以下のチェックリストにより確認を行ってください。

（様式）

書類名称（様式名）	確認内容	チェック欄
雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書 （別記様式第二）	・「許可申請」と「協議」の別が示されているか	
	・「法第30条」と「法第35条」の別が示されているか	
	・「許可を申請」と「協議」の別が示されているか	
	・申請日（日付）が記入されているか	
	・提出先（知事等）が記入されているか	
	・申請者の住所、氏名が記入されているか	
	・「1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が記入されているか	
	・「2 雨水浸透阻害行為区域の面積」が記入されているか、また面積測定が間違っていないか	
	・「3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」が記入されているか	
	・「4 対策工事の計画の概要」が記入されているか	
	・「5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」が記入されているか	
	・「6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」が記入されているか	
	・「7 対策工事の着手予定日」が記入されているか	
	・「8 対策工事の完了予定日」が記入されているか	
	・「9 その他必要な事項」が記入されているか、記入されている場合に協議資料が添付されているか	
雨水浸透阻害行為に関する計画説明書 （様式-1）	・事業区域の所在地、事業面積、雨水浸透阻害行為面積、事業内容が記載されているか	
	・雨水排水計画、排水施設計画が記載されているか	
	・行為前後の平均流出係数が事前相談チェックシートの値と一致しているか	
	・行為前後の流出雨水量が事前相談チェックシートの値と一致しているか	
	・行為後の流出雨水量が行為前の流出雨水量以下に低減されていることが示されているか（事前相談チェックシートのとおりになっているか）	
	・対策工事としての雨水貯留浸透施設の容量（浸透能力）が記載されているか	
事前相談入力シート	・現況地形図（求積図）の内容が正しく記載されているか	
	・土地利用計画図（求積図）の内容が正しく記載されているか	
	・単位がhaであるか	
	・行為前後の土地利用区分面積集計表の合計欄が整合しているか	
事前相談チェックシート	・雨水浸透阻害行為当該面積が正しく算出されているか。	
	・都市計画法に基づく開発行為面積が記載されているか。	
	・「対象地域」は正しいエリア（埼玉県南部・北部）が記載されているか。	
	・「調整池深さ」は設計水位から実際に設置する放流口（底部）までの深さが記載されているか。	
	・「許可の必要がない行為面積（控除面積）」は他法令等の基準を確認し、許可権者と調整した数値が記載されているか。	
	・「許容比流量」、「許容放流量」は一次放流先の管理者と調整した数値が記載されているか。	
	・「湛水区域対策量」が正しく算出されているか。（県雨水条例の場合に限る）	

（図面）

書類名称（図面名）	確認内容	チェック欄
行為区域位置図 （図面-1） 縮尺1/50,000以上	・適切な縮尺を採用し、明記されているか	
	・等高線が基準に合って記載されているか	
	・申請区域が赤色で示されているか	
行為区域区域図 （図面-2） 縮尺1/2,500以上	・適切な縮尺を採用し、明記されているか	
	・等高線が基準に合って記載されているか	
	・申請区域の境界が赤色で示されているか	
	・申請区域の地番、県界、市町村界、市町村内の町又は字の境界が記載されているか	
現況平面図（行為前） （図面-3） 現況土地利用求積図 （行為前）（図面-4） 縮尺1/2,500以上	・適切な縮尺を採用し、明記されているか	
	・等高線が基準に合って記載されているか	
	・現況土地利用の色分けがなされているか	
	・事前相談入力シートの現況土地利用面積と整合が取れているか	
土地利用計画図（行為後） （図面-5） 土地利用計画求積図 （行為後）（図面-6） 縮尺1/2,500以上	・適切な縮尺を採用し、明記されているか	
	・等高線が基準に合って記載されているか	
	・計画土地利用の色分けがなされているか	
	・現況の写真が添付されているか	
排水施設計画平面図 （図面-7） 縮尺1/2,500以上	・適切な縮尺を採用し、明記されているか	
	・等高線が基準に合って記載されているか	
	・排水施設の位置、排水系統、吐口の位置、放流先の名称が示されているか	
	・適切な縮尺を採用し、明記されているか	
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の位置図 （図面-8） 縮尺1/2,500以上	・等高線が基準に合って記載されているか	
	・対策工事の計画位置（貯留）又は計画区域（浸透）及び集水区域が表示され、対策工事の計画の内容が反映されているか	
	・適切な縮尺を採用し、明記されているか	
雨水貯留浸透施設の計画図（形状）（図面-9） 縮尺1/2,500以上	・等高線が基準に合って記載されているか	
	・施設の構造及び寸法が、平面図、縦断面図、横断面図により示されているか	
	・適切な縮尺を採用し、明記されているか	
雨水貯留浸透施設の計画図（形状）（図面-9） 縮尺1/500以上	・施設の構造の詳細が示されているか （流入口、放流口、などの施設の構造及び寸法の表示）	
	・対策工事の計画内容が反映されているか	
流出抑制施設諸元	・事前相談チェックシートで算出された放流量と整合しているか	
	・対策工事の計画内容と整合しているか	
標識関係資料	・許可権者と協議し記載内容を決定したか	
維持管理計画書	・記載内容が雨水浸透阻害行為に関する計画説明書（様式-1）と整合しているか	

（資料）

書類名称（資料名）	確認内容	チェック欄
土地の登記事項を示す書類 （全部事項証明書の写し） （資料-1）	・全ての土地が流域内であるか	
公図の写し（資料-2）	・全ての土地が流域内であるか	
現況土地利用を説明する 資料（資料-3）	・現況写真、過去の航空写真、課税状況、農業委員会意見などの必要な資料が添付されているか	
事業概要説明書（資料-4）	・以下の事項が記入されているか 地域地区（用途地域、建ぺい率、容積率等） 建築物の概要（用途、戸数、規模、構造、建築面積、建築延床面積、高さ） 宅地造成の概要（宅地数、平均宅地面積、建売・土地分譲の別、公共・公益施設）	
事業概要図（建築物が複層の場合）（資料-4）	・平面図、立面図、縦断図、横断図が示されているか	
工事工程表（資料-5）	・	
その他対策工事の計画を説明する資料（資料-6）	・必要に応じて、放流量協議簿、二次製品カタログ、地下水位の状況、現地透水試験結果、ポンプ仕様などの資料が添付されているか	
その他必要な資料 （資料-〇）	・必要に応じて、委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書等を添付する	

3-3 提出先

許可申請（協議）書、届出書及び必要書類を2部埼玉県県土整備部河川砂防課へ提出していただきます。

＊審査後、許可（回答）書とともに副本を返却いたします。

計画内容が技術的基準に適合していることを確認後、下記の許可書・回答書を発行いたします。

	第 年	月	号 日
住所			
氏名	様		
	埼玉県知事		
	印		
雨水流出増加行為の許可申請について（許可）			
平成 年 月 日付けの申請については、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第 5 条第 1 項の規定によって、下記のとおり許可します。			
記			
1	雨水流出増加行為をする土地の区域に含まれる地域の名称		
2	雨水流出増加行為をする土地の区域の面積		
3	雨水流出増加行為に関する工事の計画の概要		
4	対策工事の計画の概要		
5	雨水流出増加行為に関する工事の着手予定日		
6	雨水流出増加行為に関する工事の完了予定日		
7	対策工事の着手予定日		
8	対策工事の完了予定日		
9	その他必要な事項		
10	許可に付した条件		
許可番号			

第	号
年	月 日
国、地方公共団体の長 様	
埼玉県知事	
印	
雨水流出増加行為の協議について（回答）	
平成 年 月 日付けの協議については、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第 6 条の規定によって、下記のとおり回答します。	
記	
1 雨水流出増加行為をする土地の区域に含まれる地域の名称	
2 雨水流出増加行為をする土地の区域の面積	
3 雨水流出増加行為に関する工事の計画の概要	
4 対策工事の計画の概要	
5 雨水流出増加行為に関する工事の着手予定日	
6 雨水流出増加行為に関する工事の完了予定日	
7 対策工事の着手予定日	
8 対策工事の完了予定日	
9 その他必要な事項	

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の許可申請の場合

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の許可申請については、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第4章のP4-18～P4-21を確認してください。

5-1 許可を受けた後で計画変更が生じた場合

① 雨水流出増加行為変更許可申請（協議）の対象となる行為

（変更の許可等）

条例第七条 第三条の許可を受けた者は、第四条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

三 第三条の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（軽微な変更）

規則第八条 条例第七条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第四条第一項第二号及び第三号の工事の着手予定日又は完了予定日の変更とする。

許可を受けた後で、下記の内容を変更する場合には、変更許可申請が必要となります。工事の着手予定日、完了予定日の変更のみの場合には許可申請は不要ですが、知事に届け出る必要があります。

- ① 工事区域の位置、区域、規模を変更する場合
- ② 工事の計画内容を変更する場合
- ③ 対策工事の計画内容を変更する場合

協議の内容に変更が生じた場合は、変更協議が必要となります。

② 盛土行為変更届出の対象となる行為

（変更の届出）

条例第十三条 前条第一項の規定による届出をした者は、同条第二項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

三 前条第一項の規定による届出をした者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（軽微な変更）

規則第十八条 条例第十三条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第十二条第二項第二号及び第三号の工事の着手予定日又は完了予定日の変更とする。

盛土行為届出書を提出した後で、下記の内容を変更する場合には、変更届出が必要となります。工事の着手予定日、完了予定日の変更のみの場合には変更届出書の提出は不要ですが、知事に届け出る必要があります。

- ① 工事区域の場所を変更する場合
- ② 工事の計画内容を変更する場合
- ③ 対策工事の計画内容を変更する場合

③ 変更許可申請（協議）及び変更届出に必要な書類

雨水流出増加行為変更許可申請書（様式第2号）、盛土行為変更届出書（様式第6号）に必要な事項を記入し、変更となった事項の分かる資料を揃えて提出します。

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の計画変更の場合

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の計画を変更の場合については、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第8章のP8-4～P8-7、P8-10～P8-12を確認してください。

5-2 工事を廃止する場合

(工事完了の検査等)

条例第八条 第三条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水流出増加行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(完了等の届出)

条例第十四条 第十二条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る盛土行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

何らかの理由で工事を廃止する場合には、雨水流出増加行為に関する工事廃止届出書（様式第4号）、盛土行為に関する工事廃止届出書（様式第8号）の提出が必要となります。

なお、工事を廃止する場合は、工事によって損なわれた雨水浸透の機能を速やかに回復する措置をとるとともに、周辺の地域に、土砂くずれ等による被害を生ずる恐れが無いよう、速やかに原状回復工事等を実施していただきます。

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の工事を廃止する場合

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の工事を廃止する場合については、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第8章のP8-8～P8-9を確認してください。

6

完 成

(工事完了の検査等)

条例第八条 第三条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水流出増加行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(完了等の届出)

条例第十四条 第十二条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る盛土行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

雨水流出増加行為に関する工事、または盛土行為に関する工事が完了した場合には、速やかに雨水流出増加行為に関する工事完了届出書（様式第3号）、盛土行為に関する工事完了届出書（様式第7号）を提出します。

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の工事完了時の届出

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の工事完了時の届出については、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第8章のP8-8を確認してください。

(工事完了の検査等)

条例第八条第二項 知事は、前項の規定による工事を完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査するものとする。

工事完了届出書を受理後、県による現地立入り検査を行います。立入り検査は申請書の記載内容と適合しているか、対策工事が申請どおり行われているかなどを検査します。なお、検査は申請書類を基に行いますので、検査時には副本を用意して下さい。

(申請書の図面等と現地が異なる場合は事前に変更許可申請(P38)が必要となります。)

表-7-1 雨水貯留施設、雨水浸透施設共通の検査内容

検査項目	検査内容	検査方法
排水計画	・流入管・放流管の位置、寸法 ・土地の勾配	・流入管・放流管の位置はレベル等で高さを測定する。又、寸法は巻尺で測定する。 ・実際に水を流し、側溝等の流入管に適切に集水されるかを確認する。
標識の設置	・標識の位置 ・標識の記載内容	・計画図に示した位置に設置されていることを確認する。 ・指定の内容が記載されているか、内容が計画図と合致しているかを確認する。

表-7-2 雨水貯留施設における検査内容

雨水貯留施設の種類	検査内容	検査方法
オープン型	・貯留施設の面積 ・貯留施設の高さ ・オリフィスの位置と寸法 ・流末水路の接続	・面積は巻尺等で縦、横方向の長さを測定する。 ・貯留施設の高さはレベル等で測定する。 ・オリフィスの位置はレベル等で高さを測定する。又、寸法は巻尺で測定する。 ・吐口が放流先水路に接続されていることを確認する。
地下型	・貯留施設の面積 ・貯留施設の高さ ・オリフィスの位置と寸法 ・流末水路の接続	オープン型と同様。
	・照明設備 ・換気設備 ・安全施設	・照明の点灯。 ・換気扇の作動状況 ・安全施設の設置、配置状況。

表-7-3 雨水浸透施設における検査内容

雨水浸透施設の種類	検査内容	検査方法
浸透マス	・施設の形状	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。
	・碎石粒径	・碎石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・注水し、浸透状況を確認する。
浸透トレンチ	・施設の形状	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。
	・碎石粒径	・碎石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・上流から注水し、下流側への流出状況を確認する。
浸透側溝	・施設の形状	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。
	・碎石粒径	・碎石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・上流から注水し、下流側への流出状況を確認する。
貯留・浸透型	・施設の形状	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。
	・碎石粒径	・碎石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・流入マスから注水し、下流側への流出状況を確認する。

注) 地下埋設物については施工段階時の写真によって確認します。写真は撮影日を入れ、工事名、施工者、作業内容等が確認できるように工夫して撮影します。

(工事完了の検査等)

条例第八条第三項 知事は、前項の検査の結果第一項の工事が第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該工事に係る雨水流出抑制施設の設置場所その他の事項を告示するものとする。

県は、検査により雨水流出抑制施設が技術的基準に適合することを確認後、雨水流出抑制施設を周知するため、施設の敷地である土地の区域並びに施設の容量を明示して、埼玉県報により、告示します。

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の完了検査について

特定都市河川流域での雨水浸透阻害行為の完了検査については、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第8章のP8-13を確認してください。

8-1 維持管理

(雨水流出抑制施設の機能の確保)

条例第十七条 雨水流出抑制施設の所有者等（当該雨水流出抑制施設の敷地である土地（建築物等に雨水流出抑制施設が設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該雨水流出抑制施設に係る部分）の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有するものをいう。）は、当該雨水流出抑制施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するよう努めなければならない。

雨水流出抑制施設の所有者及び使用する権利等を有する方は、雨水流出抑制施設が有する機能を維持し、長期的に効果を発揮させるため、適切な維持管理を行う必要があります。

維持管理のための点検には、定期点検と非常時点検があります。定期点検は梅雨時期や台風シーズンを考慮して年1回以上行ってください。その他、大雨洪水警報の発令時は出水時の巡視等の安全点検を行い、利用者等からの通報があった場合には、別途点検（非常時点検）を行う必要があります。

また、点検結果に基づき清掃作業、補修等を行います。施設が破損している場合には、速やかに補修を行い、貯留、浸透機能の回復に努める必要があります。

以上の点に留意して維持管理計画書を作成し、提出します。

維持管理計画書記載例

維持管理計画書

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき設置する雨水流出抑制施設について、以下の内容のとおり維持管理します。

記

- 1 雨水流出増加行為（盛土行為）をする土地の区域に含まれる地域の名義
埼玉県 川口市△町35 他10筆
- 2 雨水流出増加行為（盛土行為）に関する工事の概要
△△団地造成
- 3 雨水流出抑制施設の構造
RC造オープン型調整池、浸透トレンチ
- 4 施設管理者
埼玉県川口市〇〇27 〇〇建設（株）埼玉 一郎
電話 048-〇〇〇-△△△△
- 5 維持管理内容

	点検の種類	点検内容
貯留型施設維持管理	定期点検 実施月 (毎年5月、8月、12月)	土砂、ゴミ、落ち葉等の除去。
		排水溝、放流口の清掃。
		周辺施設の清掃。
		施設の破損、地表面の沈下が見られる場合には補修を行う。
		放流施設の破損は早急に補修する。
	非常時点検 (大雨洪水警報の発令時、利用者からの通報時)	××××××
		〇〇〇〇〇。
		施設を巡視し、異常の有無を確認する。
浸透型施設維持管理	定期点検 実施月 (毎年5月、8月、12月)	通報内容に応じて適切な点検、清掃、補修を行う。
		〇〇〇〇〇〇。
		土砂、ゴミ、落ち葉等の除去。
		目詰まり防止装置の清掃。
		周辺施設の清掃。
		施設の破損、地表面の沈下が見られる場合には補修を行う。
		補修で対応できないときは新たに設置しなおす。
	非常時点検 (大雨洪水警報の発令時、利用者からの通報時)	浸透マスの蓋のずれを直す。
		〇〇〇〇〇。
		××××
	非常時点検 (大雨洪水警報の発令時、利用者からの通報時)	施設を巡視し、異常の有無を確認する。
		通報内容に応じて適切な点検、清掃、補修を行う。
		〇〇〇〇〇〇。

特定都市河川流域での雨水貯留浸透施設の維持管理について

特定都市河川流域での雨水貯留浸透施設の維持管理については、特定都市河川法に基づく審査マニュアル第9章のP9-1～P9-5を確認してください。

8-2 雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為

① 雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為

(雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の届出等)

- 条例第十八条** 第八条第三項の規定により告示された雨水流出抑制施設について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する前の三十日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 一 雨水流出抑制施設の全部又は一部の埋立て
 - 二 雨水流出抑制施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
 - 三 雨水流出抑制施設が設置されている建築物の改築又は除去（雨水流出抑制施設に係る部分に関するものに限る。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水流出抑制施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で規則で定めるもの

(雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為)

- 規則第二十四条** 条例第十八条第一項第四号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 雨水流出抑制施設の敷地である土地（雨水流出抑制施設が建築物等に設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
 - 二 雨水流出抑制施設を損傷する行為
 - 三 雨水流出抑制施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

次の行為は雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為となり、届出が必要となります。

- ① 雨水流出抑制施設の埋め立て
- ② 雨水流出抑制施設が設置されている敷地内での建築物の新築、改築または増築
- ③ 雨水流出抑制施設が設置されている建築物の改築または除去
- ④ 雨水流出抑制施設を損傷する行為
- ⑤ 雨水流出抑制施設の流入口又は流出口の形状の変更

② 雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の届出に必要な書類

雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為を行おうとする者は行為着手の30日前迄に雨水流出抑制施設機能阻害行為届出書（様式第9号）、計画説明書、計画図を作成し、知事に届け出る必要があります。計画図としては雨水流出抑制施設の現況図、雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図、保全工事の計画図等が必要になります。

届出に対して必要があるときは、県は必要な助言または勧告をします。

埼玉県 県土整備部河川砂防課

〒330-8301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
TEL 048-830-5125 FAX 048-830-4865

河川砂防課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1007/index.html>